

## 第3章 災害応急対策計画

風水害や大規模火災などによる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被害者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されるため、交通、通信等の途絶に関わらず迅速に市災害対策本部等を立ち上げ、的確な災害応急対策を実施する。

なお、実施担当部局に示す名称は、名張市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合の名称である。

### 第1節 活動体制（共通）

市域に災害が発生した場合等において、市災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び市域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

#### 1 実施責任

危機管理室・関係各部

#### 2 名張市防災会議

名張市防災会議は、市長を会長として基本法第16条第1項に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図る。なお、防災会議の所掌事務及び組織については、名張市防災会議条例（昭和38年名張市条例第9号）の定めるところによる。

#### 3 市の活動体制

##### （1）市災害対策本部

市内等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めたとき、市長は、災害の規模、種類、被害発生予想される時間等の時系列を検討し、必要な防災体制ないし災害救助体制を確立するため、基本法第23条の規定に基づき市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置

災害に伴う市災害対策本部の設置基準は次のとおりとする。

##### <風水害等>

（ア）市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（大雪）、洪水による警報又は特別警報（洪水を除く）が発表されたとき。

（イ）災害救助法の適用を必要とする災害が発生又は予想されるとき。

（ウ）その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。

##### <地震>

（ア）市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。

（イ）県内市町又は隣接市町村若しくは相互応援協定都市で震度5強以上の地震が発生したとき。

（ウ）南海トラフ地震に関連する情報のうち、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。

（エ）その他地震に関する災害で、市長が必要と認めたとき。

##### イ 廃止

##### <風水害等>

（ア）市域において発表されていた暴風、暴風雪、大雨（雪）洪水による警報又は特別警報が解除

されたとき。

(イ) 災害対策本部の業務が概ね完了、若しくは不要と判断したとき。

(ウ) その他市長が必要と認めたとき。

<地震>

(ア) 市域内に震災による被害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したとき。

ウ 職員配備基準

市長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）となり、各部の長に、次の区分に基づく職員配備を指令する。

(ア) 準備体制

市域に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに市災害対策本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の場合に配備するものとする。

区分	配 備 内 容	配備人員	配 備 基 準
準備体制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じた警戒体制に入れる体制	各部の配備計画による人員	<風水害等> 1 市域に大雨、洪水注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。 2 その他異常な原因による災害等で、市長が必要と認めたとき。 <地震> 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 3 その他地震に関する災害が発生したとき。 4 県内又は相互応援協定都市で震度5弱の地震が発生したとき。

(イ) 警戒体制、非常体制（市災害対策本部設置）

市災害対策本部は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力で推進するため、次の基準により警戒体制又は非常体制をとるものとする。

区分	配 備 内 容	配備人員	配 備 基 準
警 戒 体 制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制	各部の配備 計画による 人員	<p>&lt;風水害等&gt;</p> <p>1 次の警報のうち、いずれかが市域に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪警報</p> <p>(2) 大雨(大雪)警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>(4) 特別警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪）</p> <p>2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。</p> <p>&lt;地震&gt;</p> <p>1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合で市長が必要と認めたとき。</p> <p>3 地震により災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>4 県内又は相互応援協定都市で震度5強以上の地震が発生したとき。</p>
非 常 体 制	甚大な被害が発生することが予想され、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることができる体制	全 職 員	<p>&lt;風水害等&gt;</p> <p>1 全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで市長が必要と認めたとき。</p> <p>&lt;地震&gt;</p> <p>1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>3 市全域にわたって地震に関する甚大な災害が発生したとき。</p>

- a 災害の規模及び地域性等を考慮して、前記基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- b 各部長は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画をたて、危機管理室に報告するとともに、班員に徹底しておくものとする。
- c 本部が設置された場合において危機管理室から要請があったときは、各部各班は連絡のため部員を派遣し、災害対策本部員会議その他の各部各班の連絡に遺漏のないよう措置するものとする。
- d 各部各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、直ちに現場に急行できるようあらかじめ関係各部各班との連携を密にしておくものとする。
- e 物資及びその他の輸送については、原則として市有各車両を使用するものとするが、不足の場合は、民間の車両を借り上げることができるよう、あらかじめ所管の部において措置しておくものとする。

#### 4 連絡システムの確保等

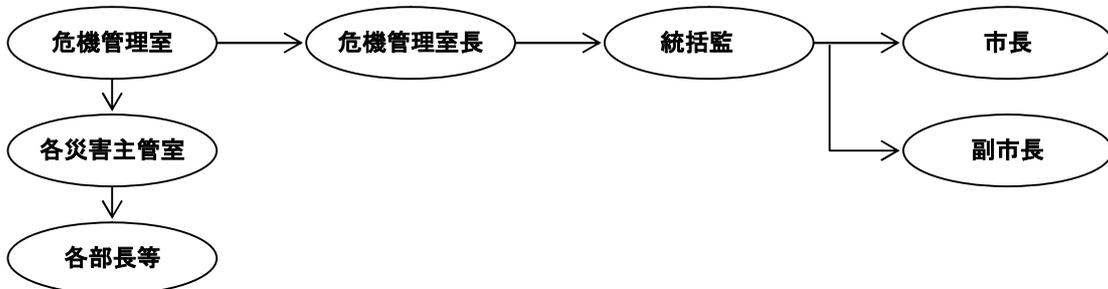
##### (1) 市長等幹部職員の連絡系統

市長等幹部職員への連絡系統は以下のとおりとする。

勤務時間内は、庁内放送、電話、電子メール、市防災行政無線等とする。

勤務時間外は、電話、職員向け安否参集確認システム等とする。

##### (2) 指揮命令系統の確立



#### 5 市災害対策本部の組織及び所掌事務

市災害対策本部の組織及び所掌事務は、名張市災害対策本部条例（昭和38年名張市条例第10号）、名張市災害対策本部組織規程（昭和51年名張市規程第16号）の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

##### (1) 災害対策本部員会議

災害対策本部員会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

また、必要と認められる場合には、本部長の判断により関係機関に対して参加を要請するものとする。

- ア 本部の配備体制に関すること。
- イ 災害対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 各部の応急処理計画及び処理状況の報告に関すること。
- エ 各部の応急処理計画の連絡調整に関すること。
- オ 緊急事態が発生した場合の処理に関すること。
- カ その他本部長が必要と認める事項に関すること。

##### (2) 総合対策部

災害情報を取りまとめ、被災者への情報伝達、その他市災害対策本部の事務総括を行うため、総合対策部を設置する。

#### 6 市災害対策本部の設置場所

市の災害対策活動の中核である市災害対策本部の設置場所は、市庁舎とする。ただし、非常体制時等大規模災害発生時には、名張市防災センターに設置する。

#### 7 防災関係民間団体の協力

その所掌事務に係る民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

名張市災害対策本部組織表

本部長	市長
副本部長	副市長

本部員 19名	市立病院長・教育長・統括監・総務部長・財政担当部長・地域環境部長・市民部長・福祉子ども部長・健康・子ども担当部長・保育・家庭担当部長・産業部長・都市整備部長・上下水道部長・市立病院副院長（医療職を除く。）・市立病院事務局長・教育次長・消防長・議会事務局長・環境衛生組合事務局長
------------	--

部名	部長	班名及び構成	班長	所掌事務
各部共通				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関すること。</li> <li>2 所管に関する災害写真の取りまとめに関すること。</li> <li>3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に関すること。</li> <li>5 他の部の応援に関すること。</li> <li>6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び所掌事務の総括は主管班が行う。</li> </ol>
総合対策部  <構成> 市長直轄 総務部 地域環境部	統括監  (副) 総務部長 地域環境部長	総合対策班  <構成> 危機管理室 秘書室 総合企画政策室 広報シティプロモーション推進室 行政・デジタル改革推進室 財政経営室 地域経営室 出納室	危機管理室長  (副) 総合企画政策室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に関すること。</li> <li>3 災害対策本部員会議に関すること。</li> <li>4 市議会災害対策支援本部との調整に関すること。</li> <li>5 災害対策と市行政全般の調整に関すること。</li> <li>6 避難指示等の避難情報に関すること。</li> <li>7 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に関する応援要請に関すること。</li> <li>8 防災ヘリコプターの応援要請に関すること。</li> <li>9 災害応急対策の実施状況の総括に関すること。</li> <li>10 県災害対策本部その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>11 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の収集及び記録に関すること。</li> <li>12 災害情報の総括及び被害情報に関すること。</li> <li>13 各班に対する防災及び災害情報の周知に関すること。</li> <li>14 県災害対策本部への報告に関すること。</li> <li>15 防災無線の運用統制に関すること。</li> <li>16 災害広報に関すること。</li> </ol>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>17 報道機関に対する情報提供その他連絡に 関すること。</li> <li>18 各地区からの情報の収集に関する こと。</li> <li>19 各地区との連絡及び住民への周知に 関すること。</li> <li>20 災害関係の予算措置に関する こと。</li> <li>21 災害対策本部に係る物品の調達及び 出納に関すること。</li> <li>22 災害経理（義援金の保管を含む。）に 関すること。</li> <li>23 本部要員等の給食に関する こと。</li> <li>24 所管する施設に設置される避難所の 開設に関すること。</li> </ul>
		秘書班  <構成> 秘書室	秘書室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に 関すること。</li> <li>2 本部長が行う災害見舞いに関する こと。</li> <li>3 本部長が行う国及び県に対する陳 情要望に関すること。</li> </ul>
総務部  <構成> 総務部	総務部長	総務班  <構成> 総務室	総務室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部共通の所掌事務に関する こと。</li> <li>2 災害関係文書及び物品の收受、配 分及び発送に関すること。</li> <li>3 他の地方公共団体への援助及び 派遣に関すること。</li> <li>4 災害関係渉外に関する こと。</li> </ul>
		人事班  <構成> 人事研修室	人事研修室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部の増員派遣要請に応じ、人 員を派遣すること。</li> <li>2 職員の健康管理及び被災給付に 関すること。</li> <li>3 他の地方公共団体職員の入 受に関すること。</li> <li>4 要員の雇用に関する こと。</li> </ul>
		管財班  <構成> 契約管財室	契約管財室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助用臨時電話等の設置に 関すること。</li> <li>2 災害救助要員、避難者等の輸 送に関すること。</li> <li>3 災害応急対策物資及び資機材の 購入、借受け及び輸送に関する こと。</li> <li>4 その他災害関係物品の調達及 び配分に関すること。</li> <li>5 車両の配車及び借上げ（災害防 御及び被災復旧に関する車両を 除く。）に関すること。</li> <li>6 市有財産の被害調査及び災害 対策に関すること。</li> </ul>
		情報管理班 <構成> 情報政策室	情報政策室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報管理システムの災害対策に 関すること。</li> </ul>
調査部  <構成> 市民部	市民部長	調査班  <構成> 収納室 課税室 保険年金室 総合窓口センター 市民相談室	収納室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部共通の所掌事務に関する こと。</li> <li>2 被災者の相談に関する こと。</li> <li>3 被害世帯数の調査及び報告に 関すること。</li> <li>4 被害に伴う市民税及び固定資 産税等の減免に関する こと。</li> <li>5 被災証明に関する こと。</li> </ul>
環境部  <構成>	地域環境部長	環境班  <構成>	地域経営室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部共通の所掌事務に関する こと。</li> <li>2 災害による水質検査に 関すること。</li> <li>3 災害による公害対策に 関すること。</li> </ul>

地域環境部		地域経営室 環境対策室 人権・男女共同 参画推進室		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 被災地の消毒及び防疫に関すること。</li> <li>5 り災者のうち、確認された遺体の収容及び埋火葬に関すること。</li> <li>6 死亡獣畜の処理に関すること。</li> <li>7 伊賀南部環境衛生組合との連絡調整に関すること。</li> <li>8 り災地の清掃及び処分に関すること。</li> <li>9 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。</li> </ul>
救護部  <構成> 福祉子ども部	福祉子ども部長	救護総括班 <構成> 医療福祉総務室	医療福祉総務室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部共通の所掌事務に関すること。</li> <li>2 所管に係る関係施設との連絡調整及び避難所開設に関すること。</li> </ul>
		生活支援班  <構成> 生活支援室 介護・高齢支援室 障害福祉室 地域包括支援センター 子ども家庭室 保育幼稚園室 子ども発達支援センター	生活支援室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用手続き及び運用に関すること。</li> <li>2 被災者生活再建支援法の適用等に関すること。</li> <li>3 救護及び義援金品の收受、配分及び事務手続きに関すること。</li> <li>4 り災者に対する救助物資の受入及び供給に関すること。</li> <li>5 要配慮者、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。</li> <li>6 災害ボランティアの受入、活動及び運用に関すること。</li> <li>7 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>8 り災者のうち、身元不明等の死者等の収容及び埋火葬に関すること。</li> <li>9 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。</li> <li>10 日本赤十字社との事務調査に関すること。</li> <li>11 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。</li> </ul>
		救護班  <構成> 医療福祉総務室 健康・子育て支援室	健康・子育て支援室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救護所の設置に関すること。</li> <li>2 り災者の健康調査及び相談に関すること。</li> <li>3 医療機関及び県との連絡調整に関すること。</li> <li>4 保健及び医療関係の派遣職員及びボランティアに関すること。</li> <li>5 医薬品及び衛生材料の供給に関すること。</li> <li>6 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。</li> </ul>
医務部  <構成> 市立病院	市立病院副院長 (医療職を除く。) (副)市立病院事務局長	医務班  <構成> 名張市立病院 看護専門学校	総務企画室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部共通の所掌事務に関すること。</li> <li>2 災害時における医務の総合計画に関すること。</li> <li>3 患者輸送その他の医事に関すること。</li> <li>4 患者治療に関すること。</li> <li>5 医薬品及び衛生材料の供給に関すること。</li> <li>6 病院施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</li> </ul>
農林商工部  <構成> 産業部	産業部長	農林班  <構成> 農林資源室	農林資源室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部共通の所掌事務に関すること。</li> <li>2 救助用食糧(主食・副食)の確保及び供給に関すること。</li> <li>3 農林業用施設及び耕地の応急復旧に関すること。</li> <li>4 農林畜産の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>5 死亡家畜の処理に関すること。</li> <li>6 り災農産物及び家畜等の病害予防に関すること。</li> </ul>

				<p>こと。</p> <p>7 林道及び林地、林業施設並びに地すべり等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>8 水位観測に関すること。</p> <p>9 農林道の整備に関すること。</p>
		<p>商工観光班</p> <p>&lt;構成&gt; 商工経済室 観光交流室</p>	商工経済室長	<p>1 商工鉱業関係等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>2 観光施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>3 電気、ガス及び通信等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>4 鉄道、路線バス等公共交通機関の被害状況の把握に関すること。</p> <p>5 生活必需品及び応急物資の調達に関すること</p> <p>6 産業の復興に関すること。</p>
<p>土木建築部</p> <p>&lt;構成&gt; 都市整備部</p>	都市整備部長	<p>建築住宅班</p> <p>&lt;構成&gt; 都市計画室 営繕住宅室 道路河川室 維持管理室 用地対策室</p>	都市計画室長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p> <p>2 被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>3 被災者生活再建支援法の活用に関すること。</p> <p>4 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置等に関すること。</p> <p>5 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請に関すること。</p> <p>6 応急仮設住宅及び収容施設の建設に関すること。</p>
		<p>土木・河川班</p> <p>&lt;構成&gt; 道路河川室 維持管理室 用地対策室</p>	維持管理室長	<p>1 被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 道路パトロールの実施及び応急措置に関すること。</p> <p>3 道路、河川、水路等公共土木施設の災害防御及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 水位観測に関すること。</p> <p>5 河川等の災害復旧事業に関すること。</p> <p>6 水防活動及び水防事務に関すること。</p> <p>7 公園施設の応急復旧に関すること。</p>
<p>上下水道部</p> <p>&lt;構成&gt; 上下水道部</p>	上下水道部長	<p>上下水道総括班</p> <p>&lt;構成&gt; 経営総務室</p>	経営総務室長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p> <p>2 上下水道災害の事務及び庶務に関すること。</p> <p>3 住民等への情報及び広報に関すること。</p> <p>4 被害状況の連絡に関すること。</p> <p>5 応急資機材の調査及び確保に関すること。</p> <p>6 応急給水に関すること。</p>
		<p>上水道班</p> <p>&lt;構成&gt; 水道工務室 浄水室</p>	水道工務室長	<p>1 上水道施設の応急復旧及び被害状況調査に関すること。</p> <p>2 取水及び浄水対策に関すること。</p> <p>3 取水及び浄水施設の被害状況の調査に関すること。</p> <p>4 原水復旧時の水質検査に関すること。</p>
		<p>下水道班</p> <p>&lt;構成&gt; 下水道維持室 下水道建設室</p>	下水道維持室長	<p>1 公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 市町村整備推進事業による戸別浄化槽の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 百々生活排水処理施設の被害調査及び応急復旧に関すること。(※人権・男女共同参画推進室と連携)</p> <p>5 公共移管されていない民間の下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p>

教育部	教育次長	避難所・教育班  <構成> 教育総務室 学校教育室 教育センター 文化生涯学習室 市民スポーツ室 図書館	教育総務室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部共通の所掌事務に関する事。</li> <li>2 所管する施設に設置される避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>3 災害時の児童生徒の避難誘導に関する事。</li> <li>4 被災児童生徒の応急教育対策に関する事。</li> <li>5 災害救助用学用品等の調達及び給与に関する事。</li> <li>6 災害時における学校給食の対策に関する事。</li> <li>7 被災児童生徒の保健衛生及び援護に関する事。</li> <li>8 応急教育に係る教職員の確保及び動員に関する事。</li> <li>9 避難所での炊き出しに関する事。</li> <li>10 教育施設等の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>11 文化財の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>12 災害時における教育施設の避難所としての応急供用に関する事。</li> <li>13 被災市立学校の運営に関する事。</li> </ol>
消防部	消防長 (副)次長・署長	消防班  <構成> 消防総務室 予防室 名張消防署	消防総務室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部共通の所掌事務に関する事。</li> <li>2 総合対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 警報及び気象情報に関する事。</li> <li>4 危険箇所の警戒、避難命令の伝達及び避難誘導に関する事。</li> <li>5 救急及び救助に関する事。</li> <li>6 水火災による水防、消防に関する事。</li> <li>7 火災に関するり災証明の発行に関する事。</li> <li>8 消防団に関する事。</li> <li>9 災害通信に関する事。</li> <li>10 災害広報に関する事。</li> <li>11 交通規制に関する事。</li> <li>12 危険物施設等に関する事。</li> </ol>

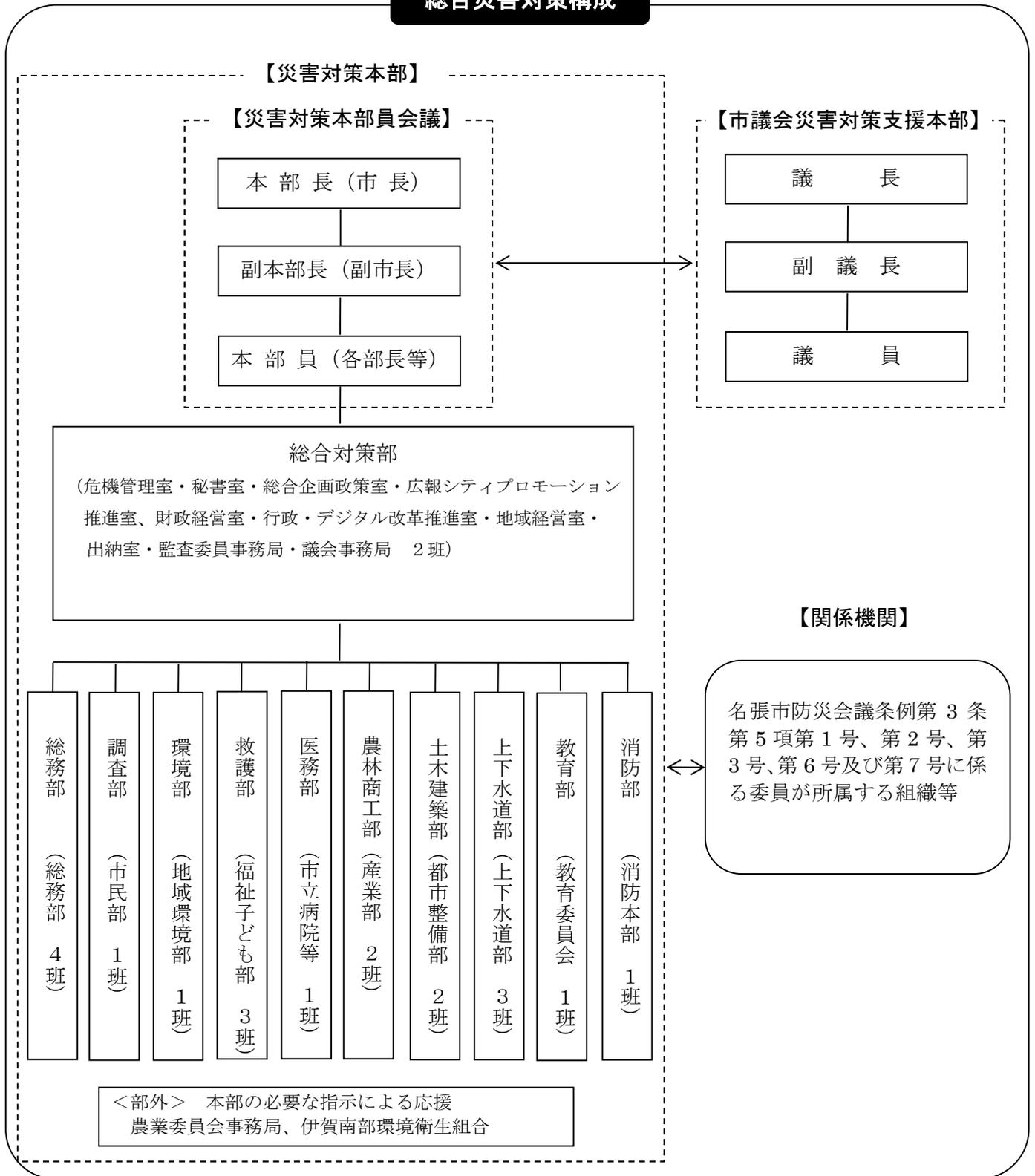
部外	<p>(農業委員会事務局) 1 農林商工部の応援に関する事。</p> <p>(伊賀南部環境衛生組合) 1 地域環境部との連絡調整に関する事。</p> <p>2 地域環境部の要請により行う次の業務に関する事。</p> <p>(1) り災地の廃棄物の収集及び運搬に関する事。</p> <p>(2) 収集ごみの焼却及び処分に関する事。</p>
----	--

※部長に事故あるときは、本部長が指名する。

※各部において所掌事務の遂行が困難な場合は、各部が相互に協力する。

# 総合災害対策構成表

## 総合災害対策構成



## 第2節 災害対策要員の確保（共通）

### 第1項 防災目標

○大規模災害発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員の確保を図る。

### 第2項 実施責任

危機管理室・総務部

### 第3項 対 策

#### 1 配備の伝達

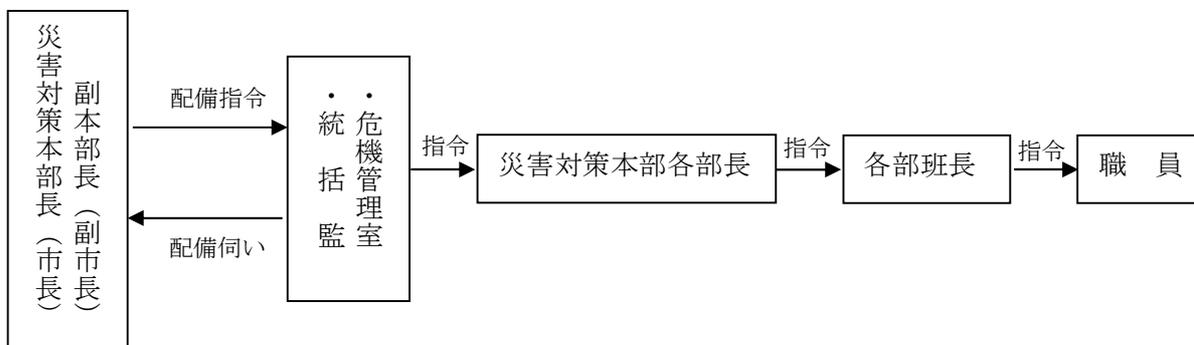
##### (1) 伝達経路

###### ア 勤務時間内

勤務時間内において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より速やかに庁内メール等で災害対策本部各部長等を経て各職員に伝達する。

###### イ 勤務時間外

勤務時間外において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より速やかにASKメール等で所属する災害対策本部要員等に伝達する。なお、伝達方法については、訓練を実施し改善を図るものとする。



#### 2 職員の留意事項

夜間・休日等に非常招集を受けた職員は、次の事項に留意して迅速に勤務職場（予め参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事しなければならない。

##### (1) 出勤時の服装等

出勤時には防災活動に支障のない安全な服装とする。

##### (2) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄の消防機関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとるものとする。

(3) 職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、災害対策本部へ報告するものとする。施設を管理する部局にあつては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、災害対策本部へ報告するものとする。

#### 3 本部員の動員及び災害時相互応援

#### (1) 本部員の動員

##### ア 本部員の確保等

統括監は、総務部長及び各部長と協議して、各部の要員の確保に必要な措置をとるものとする。

イ 各部長は、休日、夜間等における班長（各室長）及び班員の動員を速やかに行えるようあらかじめ職員への連絡手段を講じておくものとする。

##### ウ 勤務時間外における職員の招集

(ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、電話やASKメール等最も速やかに行える方法によるとともに、事前に各部各班において、各職員に対する参集場所を通知し、伝達時間の短縮を図り、確実に伝わる連絡方法を確立しておく。

(イ) 招集不能幹部職員が出るのが予想されるため、業務代行者を指定しておくとともに、安否が確認できない職員が発生した場合には、早急に所在確認を行う。

エ 本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておくとともに、直ちにその任務に応ぜられるように心得るものとする。

オ 時間外においても本部員は、本部から招集のない場合であってもその任務につく必要があると思われるときは、遅滞なく登庁するものとする。

##### カ 配置の報告

各部長は職員を配置したときは、別に定める様式又は電話により直ちに配置箇所別の配置人員を市災害対策本部（危機管理室）に報告し、本部は県防災情報システムへ配備状況を入力する。

##### キ 活動体制

市災害対策本部の活動は、24時間対応を前提としておりローテーションを組む等の計画をしておく。

#### (2) 職員の派遣要請及び災害相互応援

##### ア 職員の派遣要請

市長は、災害対策実施のため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17若しくは基本法第29条の規定に基づき、国又は総務省の被災市区町村応援職員確保システムを通じて、県外の市町村に職員の派遣を求め、災害対策の万全を期するものとする。

##### イ 災害相互応援

市長は、県知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事情のない限り、その求めに応じるものとする。

## 4 職員の福利厚生

(1) 各部は、活動の長期化に対処するため、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても、福利厚生について配慮する。

(2) 各部は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、各部の事情に即し適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努める。

(3) 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

## 5 関係組織への応援要請

#### (1) 大規模災害発生時の広域応援部隊の要請

市内に大規模災害が発生し、多数の死傷者及び市街地において大規模な火災・建物倒壊が発生して被害が甚大な場合、県に対し広域応援部隊の派遣を要請する。

#### (2) 県内消防相互応援の要請

消防活動に要する人材が不足する場合には、市は県及び近隣市町に応援を求めるものとする。

#### (3) 日本赤十字社奉仕団の要請

市災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、県地方部（伊賀保健所）に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、市災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

(4) ボランティア団体等への要請

ボランティア関係団体、自主防災組織や区・自治会、地域づくり組織などの住民組織、さらには企業などとの協力関係を構築し、応援を要請するものとする。

## 6 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく救助は、被害の程度に応じ、県により実施される。

(1) 救助の種類等

- ア 避難所、応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救助
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ アからケに規定するもののほか、政令で定めるもの

(2) 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、定められた基準に従い、あらかじめ、県知事により定められる。

(3) 災害救助法の適用

ア 災害発生後、速やかに被害情報等を収集し、「住家が滅失した80世帯」「県の区域内において1500世帯以上の住家が焼失した場合で名張市の滅失が40世帯」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告する。また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、市自ら必要な救助を実施するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事と協議する。

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たり、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる。

イ 災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。なお、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市に事務委託される。また、局地災害の場合については、医療・助産、応急仮設住宅の建設についても事務委託される場合がある。

ウ 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市が負担する。

## 第3節 タイムラインに基づく防災・減災対策（風水害）

### 第1項 防災目標

- 発災前から予測できる風水害である台風等に対し、タイムラインを作成し「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列で整理し、事前対策として被害の最小化へつなげることを目的とする。
- 庁内の組織を超えた取組を行うとともに、関係機関とも連携を図り、一体的な災害対策を行うことで防災・減災を目指す。

### 第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

### 第3項 対策

#### 1 タイムラインについて

##### (1) タイムラインの基本的な考え方

###### ア 想定される運用時間（いつ）

概ね、台風・熱帯低気圧の発生（豪雨等の場合は随時）から市災害対策本部廃止まで

###### イ 運用主体（誰が）

市災害対策本部の各部と、各部が災害対応上関係する機関

###### ウ 行動項目（何を）

市災害対策本部設置後の対策だけでなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理し実施する。

###### エ 対象とする災害

本市に影響を及ぼす可能性のある台風や豪雨等

###### オ タイムラインレベル

台風接近等の状況や市災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのレベルを設定し、下記のレベルごとに記載された行動項目を実施する。

タイムライン発動前

タイムラインレベル1 タイムライン発動

タイムラインレベル2 準備段階

タイムラインレベル3 早期警戒

タイムラインレベル4 行動

タイムラインレベル5 緊急対応

タイムラインレベル0 解除

###### カ ゼロアワーの設定

タイムラインに基づく活動は、主たる災害の発生地点となるゼロ・アワーに至るまでに得られるリードタイムの中で防災・減災行動を行うことから、ゼロ・アワーの設定が必要となる。

ゼロ・アワーから遡った時間として得られるリードタイムを把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動を目指すことが可能となる。

###### a ゼロ・アワー

台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点

###### b ゼロ・アワーの設定

ゼロ・アワーの設定は、気象情報や河川水位情報などを踏まえ、台風等による被害が危惧されるタイミング（おおよその時間）と発生しうる地域を判断する。

なお、設定したゼロ・アワーについては、各運用主体への情報共有を図る。

#### キ 運用と検証

タイムラインは、台風等で取り組むべき内容をあらかじめ整理しているが、実際の状況に応じて、各行動項目の実施時期が早まるなど、その時々に応じた臨機の対応が必要になることに留意する。

また、タイムラインに記載されている行動項目やタイムラインレベルが適切かどうかの有効性については、各部局においてその都度検証を行い、より実践的なものとなるよう改善を図っていくこととする。

## 第4節 災害派遣・応援要請（共通）

### 第1項 防災目標

○市民の生命、財産を保護するため市長が他の県や市町村、自衛隊及び海上保安庁等の救援や広域応援を必要と判断したときは、基本法第67条から第68条の2の規定に基づき、関係機関への要請・応援に関し、次のとおりとする。

### 第2項 実施責任

危機管理室

### 第3項 対策

#### 1 災害派遣・応援要請の基準

- (1) 災害が発生し、市災害対策本部だけでは、市民の生命、財産の保護が困難で関係機関の出動・広域応援が必要と認められるとき。
- (2) 自衛隊派遣要請  
    《派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》  
    ア 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であって、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。  
    イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

#### 2 各協定等に基づく派遣・応援要請

- (1) 応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。
- (2) 市災害本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。  
    また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。
- (3) 市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。
- (4) 市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。  
    また、要請内容に沿って活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

#### 3 災害派遣要請の手続き（自衛隊）

- (1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書（様式：資料編）に次の事項を記入し、地域防災総合事務所長を経由して知事（総括部隊総括班）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括部隊総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

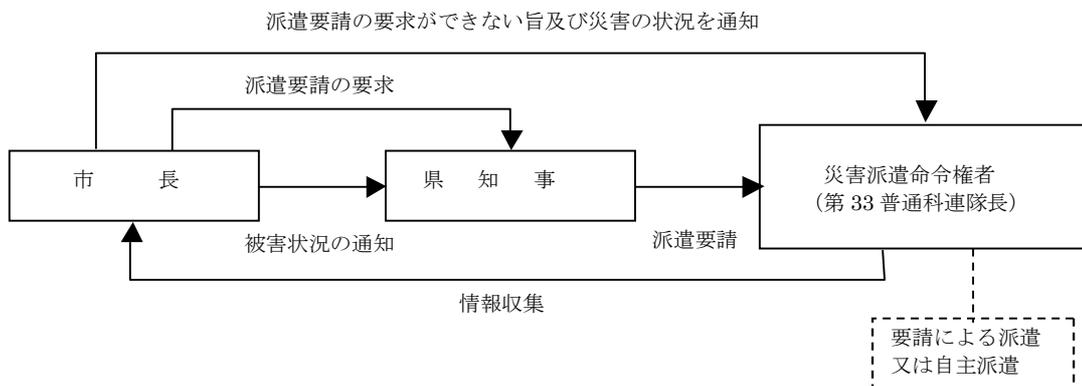
また、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

なお、事態の推移に応じ、災害派遣が要請されないと決定された場合は、直ちに知事よりその旨連絡を受ける。

《要請書に記載する事項》

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 連絡場所及び連絡者
- オ その他参考となる事項

(2) 災害派遣の要請手続き系統図



※派遣要請先電話番号 三重県総括部隊(総括班、救助班) (059)224-2186

※ 知事に派遣要請をすることができない場合

要請先	所在地	連絡先
陸上自衛隊 第33普通科連隊長	津市久居新町975	電話 059-255-3133 三重県防災通信ネットワーク 8-45-841-**-11 (地上系) 8-7-841-11 (衛星系)

4 災害時の自主派遣

災害が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣)

5 派遣部隊の受入体制

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び必要な資機材の準備
- (3) 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

6 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊が目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行った上、撤収要請書(様式:資料編)により、知事へ撤収要請を行う。

## 7 経費の負担区分の協議

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として当該部隊が活動した地域の市町が負担するものとし、下記を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話施設費を含む)及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- (4) 県・市・町が管理する有料道路の通行料

## 8 応急措置の実施要請（海上保安庁）

- (1) 県への海上保安庁応急措置実施要請の要求

市長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、応急措置実施要請書により、知事（総括班）へ応急措置の実施要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

- (2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 応急措置の実施部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 応急措置の実施部隊の誘導

- (3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市が事前に協議して負担区分を決める。

- (4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ撤収要請書により、撤収の要請を行う。

## 9 ヘリコプターの活用

- (1) 活動方針

南海トラフ地震等大規模地震発生後は、県内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等が行われる。

(2) 県の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	総括部隊(救助班)	[発災後1時間以内] 発災後速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊(情報班))
活動拠点の確保	総括部隊(総括班、 救助班)	[発災後6時間以内] ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外着陸場の被災状況(市町、各消防本部、各施設管理者)
各活動の実施	総括部隊(救助班)	[発災後6時間以内] 被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに	・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請(各部隊) ・物資搬送要請(各部隊)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

(3) 県が実施する被害情報の収集

県防災ヘリコプターは市町等の要請に基づく運航が基本であるが、緊急を要する場合は、市町の要請の有無に関わらず、情報収集等の活動が実施される。

県警察ヘリコプターは、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビジョンシステムを用いた情報収集活動が行われる。

(4) 活動拠点の確保

県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関の受入体制を整えとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。

ア ヘリベース (HB)

航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮・進出・集結の拠点として、原則、津市伊勢湾ヘリポートに置かれるが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定される。

イ フォワードベース (FB)

被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保される。フォワードベースの運用に当たり、必要がある場合は、航空隊員が(応援航空隊員を含む。)が派遣される。

ウ 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点が確保される。

エ ランディングポイント (LP)

上記のア、イ、ウ以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点が確保される。

(5) 各活動の実施(総括部隊(救助班))

県は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。ヘリコプターの運用に当たっては、要請の優先度を判断した上で決定され、複数のヘリコプターが運用される場合には、その役割分担について調整が行われる。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

キ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

(6) 市が実施する対策

ア 県防災ヘリコプターの応援要請

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

イ 受入体制の構築

ヘリコプターの運航が安全かつ確実にいけるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入れ体制を整える。

**10 その他の防災機関が実施する対策（自衛隊の対策）**

(1) 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

ア 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

イ 自主派遣の判断基準

(ア) 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。

(イ) 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。

(エ) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動(防衛省防災業務計画第三 8 災害派遣時に実施する救援活動)

ア 被害状況の把握(車両、航空機による偵察)

イ 避難の援助(誘導、輸送)

ウ 遭難者等の捜索救助

エ 水防活動

オ 消防活動

カ 道路及び水路の啓開(障害物除去等)

キ 応急医療、救護及び防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水の支援

コ 救助物資の無償貸付又は譲与

サ 危険物の保安及び除去等

(3) 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第84条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官が、その場にはいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ア 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損

イ 避難の措置・立入

ウ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限禁止並びに退去命令

エ 他人の土地等の一時使用等

オ 現場の被災工作物等の除去等

カ 住民等を応急措置の業務に従事させること

(4) 連絡員（リエゾン）の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市災害対策本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災害対策本部との調整・連絡に当たらせるものとする。

## 第5節 ボランティアの受入体制（共通）

### 第1項 防災目標

○県が実施するみえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動と連携し、市に作られる現地災害ボランティアセンターにより、災害発生時に行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外のボランティアの受入体制を確立する。この際、被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ多様なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアとの連携を重視する。

### 第2項 実施責任

福祉子ども部

### 第3項 対策

#### 1 県が実施する対策（被災者支援部隊〈ボランティア班〉）

##### （1）被害情報の収集

「みえ災害ボランティア支援センターの設置準備として、県災害対策本部からボランティア支援等に必要な情報等が収集され、幹事団体（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）の間で情報の共有が図られる。

##### （2）みえ災害ボランティア支援センターの設置

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを支援する「みえ災害ボランティア支援センター」が前記幹事団体等により、みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）に設置される。

##### （3）みえ災害ボランティアセンターによる災害ボランティアへの支援

###### ア 被災状況の把握と現地ボランティアセンターの立ち上げ支援

被災状況の把握のため、県災害対策本部へみえ災害ボランティア支援センターの担当職員を派遣するとともに、県災害対策本部・関係機関から被災者情報を収集し、情報共有が図られ、必要に応じ被災地及び現地ボランティアセンターに支援要員が派遣され、情報収集と現地ボランティアセンターの立上げに係る支援が行われる。

###### イ 現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズの把握により、県内外へ情報発信が行われるとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などが行われる。

###### ウ 災害ボランティア活動への支援

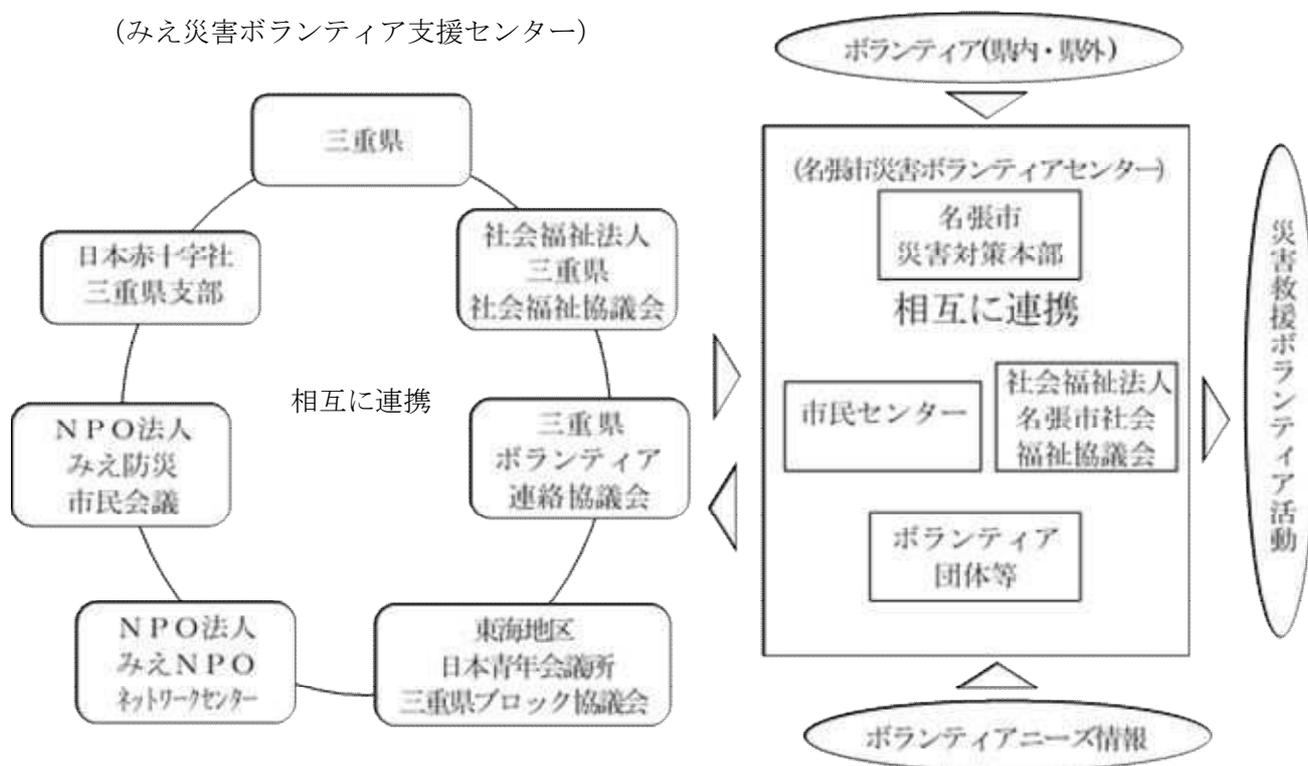
被災地のニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティア受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況の情報が広く提供される。ボランティア活動の支援に当たってはボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性が考慮される。

###### エ 多様な分野の専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）に加え、県外の間接支援型支援者、資金助成・資材提供型支援者等も参加して情

報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し、各団体の効果的活動を行うため、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援が行われる。

### 「みえ災害ボランティア支援センター」概念



#### (4) 災害支援団体への支援（被災者支援部隊〈ボランティア班〉）

被災者の多様なニーズに対応するため、様々な災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援される。支援に当たっては、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」が活用できる。

## 2 ボランティア活動の体制整備

### (1) 災害ボランティアセンターの設置

名張市社会福祉協議会との相互協力により、「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。この際、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。また、市域を越えたボランティアの受入れや活用に係る協力・連携体制を平常時の交流を通じて構築する。

### (2) ボランティア活動窓口の設置

救護部（福祉子ども部）は、名張市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を設置する。

### (3) 事前登録

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティア・コーディネーター等を事前に登録し、その育成に努める。

(4) 機能

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務

(5) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

### 3 ボランティアの活動への支援

(1) 活動の支援

救護部は、ボランティア活動を支援するため、名張市社会福祉協議会と協力し、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援に当たっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。

(2) 防災活動に取り組むボランティア等への活動支援

みえ防災コーディネーター等による防災関係のボランティア活動を通じ、市民の防災能力の向上を図る。

### 4 住民・地域が実施する自助・共助の対策

(1) 被災状況の把握とボランティアの要請

区・自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターに情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

(2) 現地災害ボランティアセンターの運営支援

可能な範囲で、被災状況に応じた現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

(3) ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れを行う。

(4) ボランティア活動への参加

可能な範囲でボランティア活動に参加する。

## 第6節 気象予報、警報等及び地震情報等の伝達活動（共通）

### 第1項 防災目標

○気象業務法に基づく警報及び注意報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報、消防法に基づく火災気象通報、気象台と県が発表する土砂災害警戒情報及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言、地震予知情報及び地震に関する情報を、市民に広報するとともに関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめるものとする。

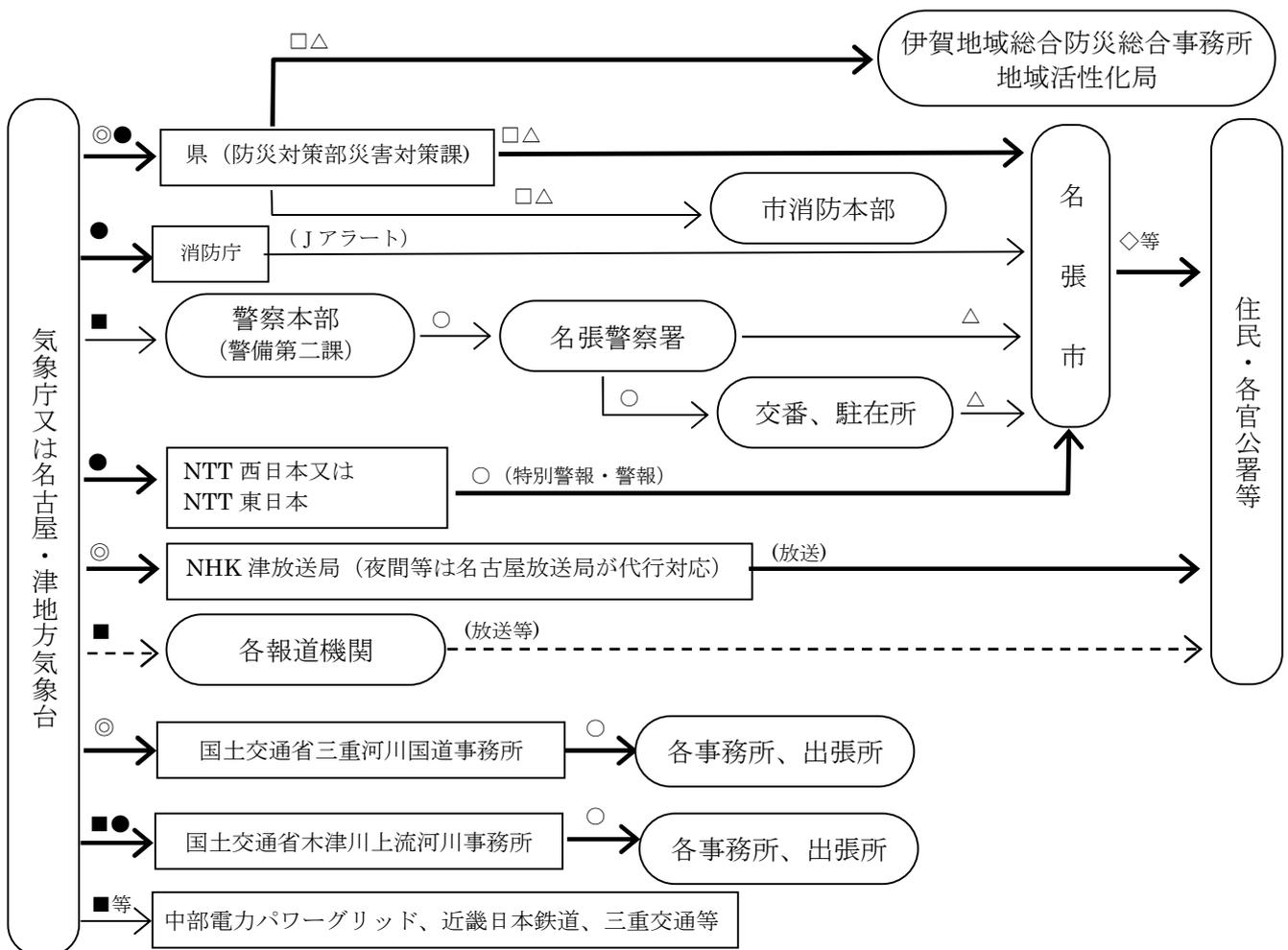
### 第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部

### 第3項 対策

#### 1 予報、警報等及び地震に関する情報の伝達

##### (1) 情報伝達経路



※上記図表の内、第四区海上保安本部については、記載を省略しています。

凡 例

□	気象業務法第15条等の法令による 気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による 通知系統
----->	気象業務法第13条等の法令による 通知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による 伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線 (ADESS回線等)
○	専用の電話・専用の電話 FAX
△	一般の加入電話・加入電話 FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市防災行政無線

## (2) 情報の伝達

収集した情報の住民等への伝達に関しては、市防災行政無線、「a d s.FM」、ケーブルテレビ、携帯端末等のほか、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、要配慮者に対する情報伝達体制づくりを進める。

## 2 水防活動等に必要な予報及び警報の発表

### (1) 水防活動用予報及び警報の発表

水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報を、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

### (2) 指定河川洪水予報

別表のとおり担当機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災利用に適合する予報を発表する。

別表

水系名	河川名	洪水予報名	担当機関名
淀川	名張川	名張川洪水予報	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区气象台
	宇陀川		

## 3 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事はそれぞれ指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については水防本部長が水防上必要と認めた時に警報を発する。

## 4 土砂災害警戒情報の発表

津地方气象台及び県は、大雨による土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

これは、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適宜・適切に行えるように支援するとともに、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。なお、発表する地域は、市町を最小単位とする。

## 5 収集する警報及び注意報等の種類とその内容

### (1) 特別警報、警報の種類と概要

種 類	内 容	
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

### (2) 注意報の種類と概要

種 類	内 容	
気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。かなりの降雨があつて被害が予想される場合に発表。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛けられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
※地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
※浸水注意報	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

- (1) ※印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行う。
- (2) 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

## 6 警報及び注意報の基準

### (1) 三重県内における警報及び注意報の発表区分

府県予報区	三重県
一次細分区域	北中部
市町等をまとめた地域	伊賀
二次細分区域（市町名）	名張市、伊賀市

※予報区…予報及び警報・注意報の対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

※一次細分区域…府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。

※二次細分区域…警報・注意報の発表に用いる区域。市町を原則とする。

※市町等をまとめた地域…二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

### (2) 名張市における警報・注意報の基準

種 類		基 準		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 124	
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	名張川 [名張]
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
種 類		基 準		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	88	

洪水	流域雨量指数基準	
	複合基準※	名張川流域=(5,33.2)、宇陀川流域=(5,27.9)
	指定河川洪水予報による基準	名張川
強風	平均風速	13m/s
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
雷	落雷等により被害が想定される場合	
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%	
なだれ		
低温	冬期：最低気温-5℃以下	
霜	晩霜期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (3) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、別添サイト資料（[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)）を参照のこと。
- (4) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

## 第7節 被害情報収集・連絡活動（共通）

### 第1項 防災目標

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。
- 大規模な災害と認められる場合には、初期段階においては概括情報を収集し災害規模の把握に努める。

### 第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

### 第3項 対策

#### 1 情報収集・連絡手段

##### (1) 情報収集・連絡

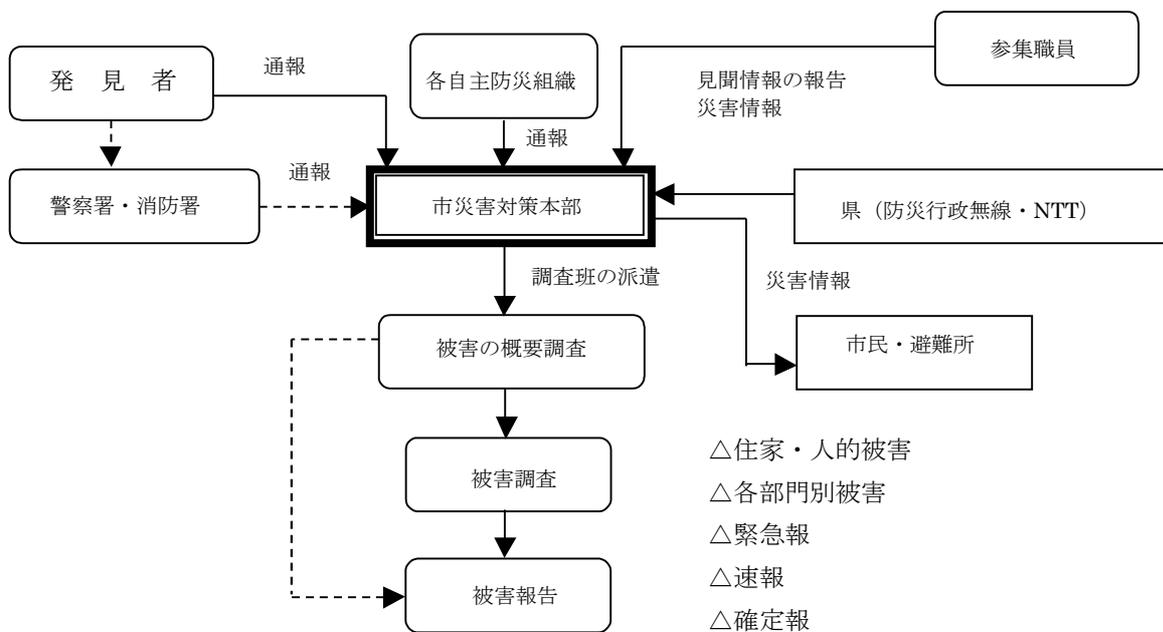
防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集するものとする。また、収集した情報は、迅速に市災害対策本部に連絡するものとする。

##### (2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、三重県防災情報システム、電話、FAX、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

#### 2 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね次のとおりである。



〔防災関係機関の収集する情報の内容〕

必要な情報	主な情報収集機関
(1) 火災の発生状況	名張警察署、消防本部、消防団、自主防災組織
(2) 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部 自主防災組織
(3) 家屋の倒壊	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部 自主防災組織
(4) 電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び 応急復旧状況並びにその見通し	名張警察署、市災害対策本部、中部電力パワーグリッド株式会社、西日本電 信電話株式会社、株式会社NTTドコモCS東海、KDDI株式会社、ソフ トバンク株式会社
(5) 主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通 状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、名張警察署、 市災害対策本部、 近畿日本鉄道株式会社、三重交通株式会社
(6) 堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、独立行政法人水 資源機構木津川ダム総合管理所、名張警察署、市災害対策本部
(7) 住民の避難状況	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部、自主防災組織
(8) 学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の 被害状況	名張警察署、市災害対策本部、施設の管理者
(9) 生活必需品、防災関係物資等の需給状況	三重県災害対策本部、名張警察署、市災害対策本部
(10) 治安状況	名張警察署
(11) 各機関の行った応急対策	各防災関係機関（自主防災組織等）

### 3 情報収集体制及び伝達系統

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切なる推進を図るため、各部各班において災害対策本部組織規程に基づき被害状況の調査を実施するものとするが本調査のうち、特に人的及び建物の被害調査については、次のとおり調査部を編成し、調査を担当するものとする。

### 4 被害状況等の収集及び報告

#### (1) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等速報要領に基づき県にその状況等を報告するものとする。

#### (2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。

イ 総合対策部は報告を取りまとめ、遅延なく三重県に報告するものとする。

#### (3) 報告の要領

##### ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

(ア) 概況速報

(イ) 災害速報

(ウ) 被害速報

a 中間報告

b 確定報告

イ 報告の内容と時期

(ア) 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、市から県地方部総括班を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のa～fに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡がとれるようになるまで市は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(直接速報基準に該当するもの)については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第1報を県地方部総括班のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

(イ) 災害速報

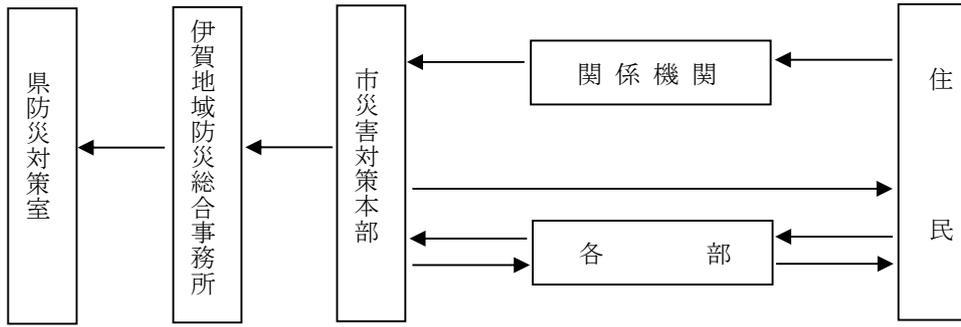
被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式(3)被害速報送受信票及び様式(2)に基づく内容とし、市から県地方部総括班を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市は直接消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式(1)による住家等被害状況速報を、地方部(伊賀地域防災総合事務所)を經由して県災害対策本部に報告するものとする。

(ウ) 被害速報

- a 中間報告 前記(ア)・(イ)の速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係機関に報告する。
- b 確定報告 被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。報告要領は、a中間報告のとおりとする。

[災害報告系統図]



<被害報告内容基準>

区分	被害の種類	説 明	
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。 また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重 傷 者 (軽 傷 者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込のものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込のものとする。	
住家被害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	非 住 家	住宅以外の建物で他の項目に属さない物をいうものとする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害に該当する対象としては、全壊又は半壊程度の被害を受けた棟のみとする。	
	住家全壊 (流失、全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数並びに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。（半壊半焼も同様）	
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	住家床上浸水	住家の床上に浸水したものと及び全壊（焼）又は半壊（焼）に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊又は半壊として取り扱う。	
	住家床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
	住家一部破損	半壊（焼）、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。	
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かった場合
	道 路	道路法に定める市町道以上の道路	
	道 路 決 壊	自動車の通行が不能となった程度の被害	
	橋 梁	市町道以上の道路に架設した橋梁	
	堤 防	河川及び海岸の堤防	
	鉄 道 被 害	汽車、電車の通行が不能となった程度の被害	
	その他の被害	他の項目に属さない被害（通信施設被害、文化財等社会的影響のあるものなど）	
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎等を一世帯として取り扱う。	
	り 災 世 帯	全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受けた世帯とする。	
り 災 者	り災世帯の構成員		

様式（1）

報告日時	
市町名	
報告者	

〔災害概況速報〕

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	月	日	時	分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

様式 (2)

〔被害状況速報〕

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 報 告 番 号	災 害 名			田	流 失 ・ 埋 没	ha		
	第 報				冠	水	ha	
報 告 者	( 月 日 時 現 在 )			畑	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠	水	ha	
文 教 施 設						箇 所		
病 院						箇 所		
道 路						箇 所		
橋 り よ う						箇 所		
河 川						箇 所		
港 湾						箇 所		
砂 防						箇 所		
清 掃 施 設						箇 所		
崖 く ず れ						箇 所		
鉄 道 不 通						箇 所		
被 害 船 舶						隻		
水 道						戸		
電 話						回 線		
電 気						戸		
ガ ス						戸		
ブ ロ ッ ク 塀 等						箇 所		
床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世 帯		
床 下 浸 水		世 帯		り 災 者 数		人		
火 災 発 生		人		建 物		件		
非 住 家		棟		危 険 物		件		
そ の 他		棟		そ の 他		件		

区 分	被 害	等 部	都 道
-----	-----	-----	-----

公立文教施設	千円		府 県				
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町数	千円						
そ の 他	農業被害	千円	市 町				
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被 害 総 額	千円			計	団体		
			消防職員出動人数	人			
			消防団員出動人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況  ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						

※被害額は省略することができるものとする。

様式（3）

〔被害速報受信票〕

人的被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	年齢 性別	状況	氏名 職業	住所

住家等被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	種別 その他	棟数	世帯数	人数	状況

避難の状況

発生（覚知）日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人数	

市町道路通行止めの状況

発生（覚知）日時	路線名称	通行止めの区間	解除見込み日時	原因	摘要

道路情報

発生（覚知）日時	番号	道路管理者 路線名	箇所名（規制区間）	規制原因 規制内容	規制（災害） 解除見込み日時	迂回路有無 迂回路線名	摘要

交通機関の状況

発生（覚知）日時	名称	運休区間	復旧見込み日時	原因	摘要

地すべり・山（崖）崩れの状況

発生（覚知）日時	発生場所	状況	人的（家屋）被害の有無	摘要

### ライフラインの状況

発生（覚知）日時	名称	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込時間	摘要

### 水道被害の状況

発生（覚知）日時	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込日時	摘要

### 火災の状況

発生（覚知）日時	発生地域	火災の状況	火災件数	摘要

### 田畑の状況

発生（覚知）日時	発生場所	田 (ha)		畑 (ha)		原因	摘要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

### その他の状況

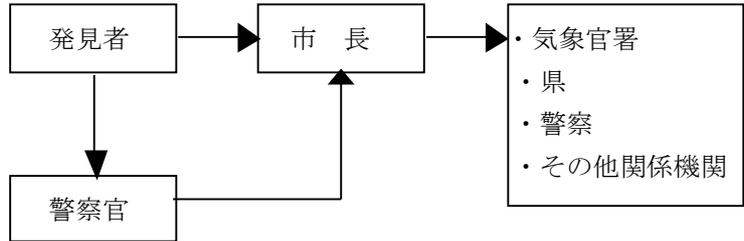
発生（覚知）日時	名称	発生場所	原因	状況	摘要

#### (4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- ア 気象官署
- イ 県
- ウ 警察
- エ その他関係機関

[異常現象の通報系統]



## 5 通信ボランティアの活用

- (1) 大規模な災害発生時で、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネットやパソコン通信の利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとする。
- (2) ボランティアの募集
  - ア アマチュア無線家のボランティア募集は、名張アマチュア無線クラブのほか、日本アマチュア無線連盟三重県支部及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。
  - イ インターネットやパソコン通信利用者のボランティア活用は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促すものとする。

## 6 住民等の安否情報の収集

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な住民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあるため、市災害対策本部、その他防災関係機関並びに区・自治会及び自主防災組織は互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集又は伝達に努める。

- (1) 市災害対策本部
 

市災害対策本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な災害が発生した場合における住民等の安否情報を集約する。
- (2) 住民
 

住民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。
- (3) 自主防災組織
 

自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模な災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知しておくものとする。

また、自主防災組織の情報収集班は集合場所に参集しない住民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で収集した地域内住民の安否について市災害対策本部へ報告するものとする。

## 7 住民が実施する被害状況等の収集、連絡

- (1) 異常現象の発見時の通報
 

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官もしくは海上保安官に通報するよう努める。

## 第8節 通信運用計画（共通）

### 第1項 防災目標

○災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受理伝達等重要通信を確保する。

### 第2項 実施責任

危機管理室・総務部・消防本部

### 第3項 対策

#### 1 通信手段の確保

##### (1) 電話による通話

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続を決めておくものとする。

##### ア 非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に必要な事項を内容とする通話は、全て手動接続通話に優先して接続される。

##### イ 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

##### (2) 無線通信

災害時の手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には、市の保有する無線網を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

##### (3) 電報による通信

##### ア 「非常扱いの電報」

地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・非常扱いの電報であること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

##### イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たっては電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称 ・通信文と発信人名

(4) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。

非常通信系統図(令和2年度版非常通信事務必携より)

市町村	番号	ルート名	ルート	県庁
名張市 危機管理室	直接 ルート	① 通常ルート、	 県防災(地上系、衛星系) ↔ 伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 0595-24-8003 0595-24-8010(FAX) 080-1610-0007(衛星)	県防災(地上系、衛星系)
		② 県防災無線(固定系)	 県防災(地上系、衛星系)	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 (FAX)
		③ 県防災無線(移動系)	 県防災(260MHz)	災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 (FAX)
		④ 衛生携帯電話(スラヤー)	 衛生携帯電話	090-6764-9961 (衛星固定)
		⑤ 市町防災無線(移動系)	 260MHz応援通信	国交省専用 回線 85-749-312
		⑥ 県防災(衛星可搬)(消防本部等により搬入)	 県防災(衛星可搬)	
250MHz z デジタル	中継 ルート	① 警察ルート	 0.4 km 名張警察署 地域課 0595-62-0110 ↔ 三重県警察本部 地域部通信指令室 059-222-0110 0.5 km	防災相互無線 150MH FB/ ML 400MHz/ML 260MHzデジタル
		② 国交省ルート	 2.9 km 木津川上流河川事務所 調査課 0595-63-1611 0595-64-1238(FAX)	
		③ 消防ルート	 0.1 km 名張市消防本部 0595-63-09999 県防災(地上系、衛星系、衛星可搬)	



(5) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(6) 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためN T Tが防災関係機関(市町等)に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

(7) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

## 2 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割を持っているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、中でも次の点に注意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源(自家用発電施設、電池等)、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行う。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努める。

## 3 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

## 第9節 避難対策活動（共通）

### 第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、地域住民の安全確保のために可能な限りの措置をとる。
- 多くの住宅が全壊（焼）、半壊（焼）することが想定されるため、避難者の一次的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

### 第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・上下水道部・消防本部

### 第3項 対策

#### 1 避難実施体制の確立

災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

#### 2 自主避難の指導

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

#### 3 市長の指示等に基づく避難

市長は、洪水・浸水、土砂崩れ等の発生により人命の危険が予測される時に、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合や、地震災害時に同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための避難指示及び避難指示（緊急）を行う。

また、「避難指示」の前段階としての「高齢者等避難」を伝達し、適切な避難誘導を実施する。また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期に自主避難所を開設する。

##### (1) 市長の避難の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条）

##### (2) 洪水のための指示

洪水、雨水出水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。（水防法第29条）

##### (3) 市長不在時の対応

市長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理者を置くものとする。

(4) 高齢者等避難

住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を必要に応じて伝達する。

(5) 避難指示等の基準の見直し

避難指示等の基準について、ガイドラインなどを踏まえた再点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

#### 4 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は退去を命じるものとする。
- (2) 警察官は、市長又はその職権を使う職員が現場にいない場合、又はこれらのものから要求のあった場合、市長の権限を代行する。この場合は直ちに市長に対して報告する。
- (3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長にその旨報告する。

#### 5 避難のための立ち退きの指示等の権限

実施者	災害の種類	要 件	根 拠 法 令
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年号外法律第136号)第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法(昭和32年号外法律第30号)第25条
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条
消防長又は消防署長	危険物等	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故で火災の発生のおそれがあり、人命、財産に著しい被害を及ぼすと認められるとき	消防法(昭和23年法律第186号)

## 6 避難の一般的基準

避難指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとする。

- (1) 河川が避難判断水位を突破したときや、ため池が決壊したとき。
- (2) 南海トラフ地震等の大規模な地震が発生し、火災や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
- (3) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (4) 爆発のおそれがあるとき。
- (5) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (6) その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

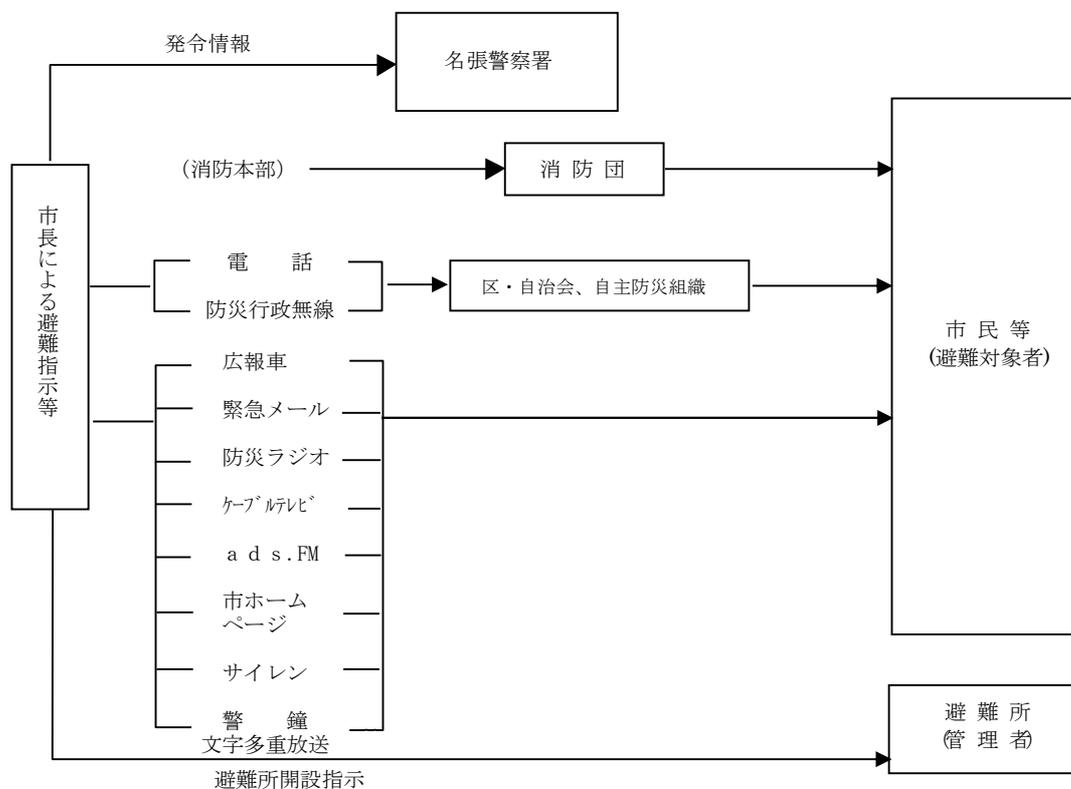
## 7 避難指示等の内容及びその周知

### (1) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域名
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

〔避難指示の方法 概念図〕



### (2) 避難の周知徹底

避難指示等を行ったとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

## ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難指示等をし、若しくは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

## イ 住民等に対する周知

### (ア) 指示等の周知徹底

避難の指示をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

- a 緊急メール、防災ラジオ、災害時情報共有システム（Lアラート）等による周知
- b 広報車による周知
- c 高齢者、障害者、外国人等要配慮者及び観光客に対する避難情報の提供

### (イ) 避難の指示文例

避難の指示文例は、名張市避難情報等の判断伝達マニュアルのとおりとする。

### (ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘	乱		打	
余いん防止付 サイレン信号	1分 ●—— 5秒	1分 ●—— 5秒	1分 ●——	

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

## 8 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

## 9 避難方法

### (1) 避難の順序

避難立ち退きの誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病人等の要配慮者を優先して避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動支援等を行う。また、要配慮者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うこととする。

### (2) 移送方法

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力により立ち退き不可能な場合においては、車両等によって行うものとする。

### (3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は県地方部に、避難者移送の要請をするものとする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

### (4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きに当たっての携行品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立ち退きについて適宜の指導をするものとする。

## 10 市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

### (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。

### (2) 避難に備え、最低3日（ローリングストック法等により、できれば1週間）分以上の食料、飲料

水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品、衛生資材等を常に準備しておく。

- (3) 避難に際しては、素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備しておく。
- (4) 避難に際しては、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備しておく。
- (5) 持ち出す貴重品は、準備しておく。
- (6) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめておく。
- (7) その他避難の指示が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

## 1 1 避難誘導

- (1) 避難誘導員は、市職員、消防職員及び消防団員が自主防災組織、区・自治会と協力し、警察官と連携して行うものとする。
- (2) 誘導に当たっては、指示された避難所へ自主防災組織単位、区・自治会単位での集団避難を心がけ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病人等の要配慮者の避難誘導を優先的に行うものとする。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な場所は誘導員を配置、誘導ロープ等を設置する。また、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (4) 避難に当たっては、携行品を必要最低限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 避難行動要支援者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、市が手配した車両により避難者を移送するものとする。移送に当たっては、必要に応じ名張警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請するものとする。
- (6) 避難行動要支援者の避難誘導

災害発生時において、高齢者、障害者等の避難行動要支援者は迅速・的確な行動がとりにくいいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、「名張市災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度」に基づき、平常時より地域づくり組織、区長・自治会長、民生委員・児童委員等を中心に地域の避難行動要支援者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導をバックアップするための連携体制の整備を図るものとする。

また、社会福祉施設等については、発災時において施設に入居する高齢者、障害者等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を作成するとともに、避難訓練の実施等により職員等への周知徹底に努める。さらに、施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多いため、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないと想定される場合には、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等に協力を要請するものとする。

## 1 2 避難所の開設及び運営

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合は、あらかじめ指定されている避難所に避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設するものとする。

### (1) 避難所及び一時避難場所

ア 避難所とは、大地震などの大規模災害に際し、避難した住民を収容し保護するため設置する施設である。

イ 一時避難場所とは、風水害や地震などの災害による家屋倒壊、火災発生、堤防等の決壊により危険な場合に、応急処置として一時的に立ち退いて危険を避ける場所。原則として、一時避難場所では救助活動は行わない。

### (2) 収容者

住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者

### (3) 設置の方法

- ア 避難所はあらかじめ施設を指定するものとする。また、必要があればあらかじめ指定された施設以外に、土砂災害等の危険箇所に配慮し、施設の管理者の同意を得て避難所として開設する。
- イ 被害が甚大で、市内に避難所を開設することができないときには、知事及び関係市町長と協力し、隣接市町長に本市の住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。
- ウ 避難所を開設したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。市民が市長の指示に基づかず、自主的に親戚、縁者等の家屋に集団で避難して、そこを避難所と称しても、これを本計画に定める避難所と認めることはできない。
- エ 避難行動要支援者を集中的にケアするために、福祉避難所を設置する。ただし、この福祉避難所は、発災より時間が経過した後に設置するものとする。

#### (4) 設置報告及び収容状況報告

避難所を開設したときは、市長は直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

- ア 避難の種類（自主避難、高齢者等避難、避難指示）
- イ 避難所開設の日時及び場所
- ウ 箇所数及び収容人員
- エ 開設期間の見込

#### (5) 運営管理

避難所の運営に当たっては、各地域の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるように努める。
- イ 男性や女性、LGBT（性的少数者）のニーズの違いに配慮しつつ、それぞれの視点に立って避難者のニーズの早期把握に努めることとし、特に、更衣室や授乳室、誰もが使用できるトイレの設置、生理用品等の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、LGBTのニーズ等、多様性に配慮した避難所の運営に努める。
- ウ 避難所におけるプライバシーの保護等、避難者の生活環境に配慮し、良好な生活の確保に努める。
- エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- オ 高齢者、障害者等、要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所の設置等、常に良好な衛生状態を保つよう心掛ける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。
- カ 避難所開設が長期にわたる場合は、施設の管理者、教職員、警察官、避難者を代表する地域づくり組織等の協力を得て、「避難所運営委員会」等を設置するなどして、協力して避難所の運営、管理を行うよう努める。
- キ 避難所に配置する要員は、原則として2人とし、市の職員を充てる。また、要員は避難所において特に要配慮者に配慮し、概ね次の事項を実施する。
  - (ア) 負傷者に対する応急の救護及び搬送
  - (イ) 避難した者の人数や身元等の把握
  - (ウ) 避難所周辺の火災等の状況確認
  - (エ) 避難した者への情報の伝達

- (オ) 避難した者からの情報収集及び安否情報の発信
- (カ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引渡し
- (キ) 施設管理者と協議し、施設のうち使用禁止部分を設定し避難者に周知
- (ク) 救援物資の搬入及び仕分け
- (ケ) 食事の配分
- (コ) 市災害対策本部との連絡調整
- (カ) コロナ禍における感染予防対策

また、避難所運営に当たっては、避難所間の格差を生じさせないように努める。

ク 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

**〔避難所運営委員会の班編成例〕**

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設・運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置、ごみ処理等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食・給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の収受・管理・配布等

(6) 開設の期間

- ア 災害救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内と定められている。ただし、厚生労働大臣の同意により期間を延長することができる。
- イ 避難所に一時収容した避難者に対しては、所要の応急保護を施したあと、縁故先のある者については速やかに縁故先へ移動するよう促し、その他の者についても他に分散するよう指導し、避難所においては可能な限り短期間の収容にとどめること。
- ウ 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促すものとする。

(7) 費用の限度

災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は次のとおりとする。

限度額	備考
(基本額) 1人1日当たり 330円以内	冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。
夏季4月から9月 冬季10月から3月	

(8) 避難行動要支援者への対応

避難所で生活する避難行動要支援者に対し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

- ア 区長・自治会長等、民生委員・児童委員等、地域支援者が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。
- イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

(9) エコノミークラス症候群に対する対策

平成16年に発生した中越地震では、狭い車中での避難生活でエコノミークラス症候群を発症するケースが目立った。こうしたことから避難生活においては、個人のプライバシーの保護を前提として本人の意志を尊重しつつ、車中での避難生活については注意を喚起し、避難所での避難生活を促す。

#### (10) ペットに対する対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となる。基本的に避難所では屋内にペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角を基本にペットの避難場所を設けることとし、市は、管理場所を検討するものとする。ペットの保護の方法は首輪、くさりを使用し、他の避難者に迷惑が掛からないよう、飼い主が責任を持って管理することとする。

#### (11) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

### 1 3 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入れを要請する。

### 1 4 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

### 1 5 避難所の閉鎖

- (1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、環境部、救護部、教育部を通じて避難所に配置した職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所職員は、教育部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。
- (3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

### 1 6 既設避難所の安全確認について

既設の避難所について、土砂災害警戒区域や浸水区域等の区域又はその付近にある避難所については、安全性等を確認した上で、必要な場合は、地元と協議を行いながら変更等検討する。

### 1 7 住民が実施する対策

#### (1) 避難指示等発令時の行動

住民は、市が発令する避難指示等の情報を確認し、また、洪水・土砂災害ハザードマップ等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

#### ア 高齢者等避難発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から高齢者等避難が発令された場合は、立ち退き避難又は垂直避難（自宅の2階や建物の高層階への避難等）を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、避難行動要支援者に対しては、高齢者等避難発表時点で避難行動を開始できるよう、介

護者や地域が避難行動要支援者の避難行動を支援する。

#### イ 避難指示発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から避難指示が発令された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難又は垂直避難等を行う。

なお、立ち退き避難を行う場合は、洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

また、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、避難指示を待たずに自主的な判断で危険な場所から避難することを心掛け、やむを得ず避難指示が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫している又は災害が発生している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動（緊急安全確保）をとる。

#### (2) 住民の協力による避難行動の促進

洪水浸水想定区域図により浸水の可能性が認められる地域住民は、各河川の避難判断水位を超え避難指示等が発表されるなど、洪水の危険を認知、又は洪水の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合など、周辺の住民に声かけを行い、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、地域の合意形成がなされている場合には、自家用車等で避難を行う。

#### (3) 要配慮者の避難支援

洪水浸水想定区域図により浸水の可能性が認められる地域において、各河川の避難判断水位を超えて避難指示等が発表されるなどした場合、可能な範囲で要配慮者の避難の支援に努める。要配慮者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

#### (4) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

#### (5) 要配慮者への支援

避難所の運営に当たっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

#### (6) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

#### (7) 避難立ち退き

避難立ち退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とする。

## 第10節 消防救急活動（共通）

### 第1項 防災目標

- 火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務を確実に遂行し、市民の生命・身体・財産を確保する。
- 地震発生直後に、可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大防止に努める。
- 同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体を保護する。
- 消防本部は、火災の全体把握を行うとともに、消防本部内に消防対策本部を設置し、消防部隊の重点的な部隊配置に努める。

### 第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院

### 第3項 対 策

#### 1 消防活動

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。なお、災害の規模が大きく、関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

- (1) 市は、消火活動の主体として、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼び掛けを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。
- (2) 市長は、被害の規模が大きく、他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請する。
  - ア 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。
  - イ あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- (3) 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。
- (4) 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

#### 2 林野火災空中消火活動

##### (1) 空中消火の実施

市長等は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

##### ア 初動体制

##### (ア) 災害情報等の報告

市長等は、地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

##### (イ) 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定に当たっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第3章第43節「自衛隊災害派遣要請」に定める所要の措置をとる。

(ウ) 火災現場付近の状況把握

- a 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。
- b 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

(エ) 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

(オ) 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ 空中消火活動

(ア) 現場指揮本部における任務

- a 情報の総括  
空中偵察用航空機、空中消火用航空機、消防本部その他関係機関からの情報収集と総括を行う。
- b 空中・地上各消火隊の活動統制  
消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

(イ) 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動する。

ウ 派遣要請

(ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は第3章19節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。

エ 報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告する。

オ 報告事項

- (ア) 林野火災の場所
- (イ) 林野火災焼失(損)面積
- (ウ) 災害派遣を要請した市町名
- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数(機種別)
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項

### 3 救急活動

- (1) 市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- (2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動同様、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
  - ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
  - イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動

を要請する。

- (3) 市は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示の下に特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図るものとする。

#### **4 資機材の調達等**

- (1) 消防活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 必要に応じて、民間からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

#### **5 惨事ストレス対策**

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

#### **6 住民が実施する対策**

- (1) 消防活動（初期消火活動）  
発災直後にあつては、道路交通等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。  
このため、被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。
- (2) 救急活動（初期救急活動）  
被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。
- (3) 資機材の調達等  
必要に応じて、地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

## 第11節 救助活動（共通）

### 第1項 防災目標

- 災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者に対して、迅速に救助活動を行う。
- 南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合、救助を要する市民等が多数発生し、消防機関や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されるため、消防団や自主防災隊を中心とした住民自身が、可能な限り早期に救助活動に参加する。

### 第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・消防本部

### 第3項 対策

#### 1 実施機関

市災害対策本部は、消防団、名張警察署及び自主防災組織等の協力を得て救助活動を実施する。

#### 2 救助対象

救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

- (1) 火災時に火中に取り残されたような場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合及び孤立した地点に取り残された場合
- (4) 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- (5) ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- (6) 山津波あるいは雪崩により生き埋めになった場合
- (7) その他これに類する場合

#### 3 救助の手順

- (1) 市災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力を挙げて救出活動を実施しなければならない。なお、救出困難と認められたときは、名張警察署、消防団、自主防災組織、住民等の応援を得て実施するものとする。
- (2) 救出された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関等に搬送する。

#### 4 活動拠点の確保

市は、県と連携して警察・消防・自衛隊の応援部隊やその他の救援活動に必要な施設・空地等を確保する。

#### 5 資機材の調達

- (1) 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

(3) 救助資機材の所在については、十分周知を図るものとする。

## 6 救助活動

り災者の救出は、市災害対策本部において迅速に実施することを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ、特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察本部及び近隣市町等と緊密な連携をとり、万全を期するものとする。

- (1) 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。
- (2) 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防援助隊の応援出動を要請する。
- (3) 近隣市町又は各救助機関への応援要請の連絡先・手続については、名張市地域防災計画や災害対策マニュアル等に定めるなど、職員の周知に努める。

## 7 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の捜索に当たっては、救助活動に引き続き市災害対策本部が消防団、名張警察署、地域住民と協力して実施する。
- (2) 行方不明者や捜索された遺体については、リストに整理する。
- (3) 行方不明者が多数いる場合は、受付窓口を設置して、その受付、手配、処理などを円滑に措置する。
- (4) 捜索が困難な場合には、県に応援を要請する。

## 8 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県、警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、緊急消防援助隊の出動要請、又必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼するものとする。

## 9 住民が実施する対策

- (1) 初期救助活動  
大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努める。
- (2) 資機材の調達等  
必要に応じて地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

## 10 災害救助法が適用された場合の救助活動

- (1) 対象者  
災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。  
注：「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上、生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については、「遺体捜索」として行う。
- (2) 費用の範囲  
救出のために支出できる費用は、船艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救出期間  
災害発生の日から3日以内とする。

## 第12節 医療・救護活動（共通）

### 第1項 防災目標

- り災者の生命、身体の保護に当たっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確かな医療活動を行う。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。
- 南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合、市内の医療機関における対応力を上回る負傷者が発生することが想定されるため、効率的な医療・救護活動が必要となる。

### 第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院

### 第3項 対 策

#### 1 実施体制

市は、一般社団法人名賀医師会との災害救護活動協定に基づき、速やかに救護活動の要請を行う。医療救護班を中心として活動する他、DMAT（災害派遣医療チーム）の受入れ、派遣にも協力する。

#### 2 救護班の編成

##### （1）直轄救護班の編成

名賀医師会からの派遣医師が加わり、派遣医師・看護要員・その他補助要員で編成する。

##### （2）名賀医師会において、有事に備え次のとおり救護活動時の編成表計画が立てられているので、必要に応じて協力を依頼する。

ア 名賀医師会長は救護本部を設定し、また救護班を編成し、その指揮を行う。

イ 救護班の編成は、名賀医師会組織を基本とし、災害の状況により複数単位の編成を行う。

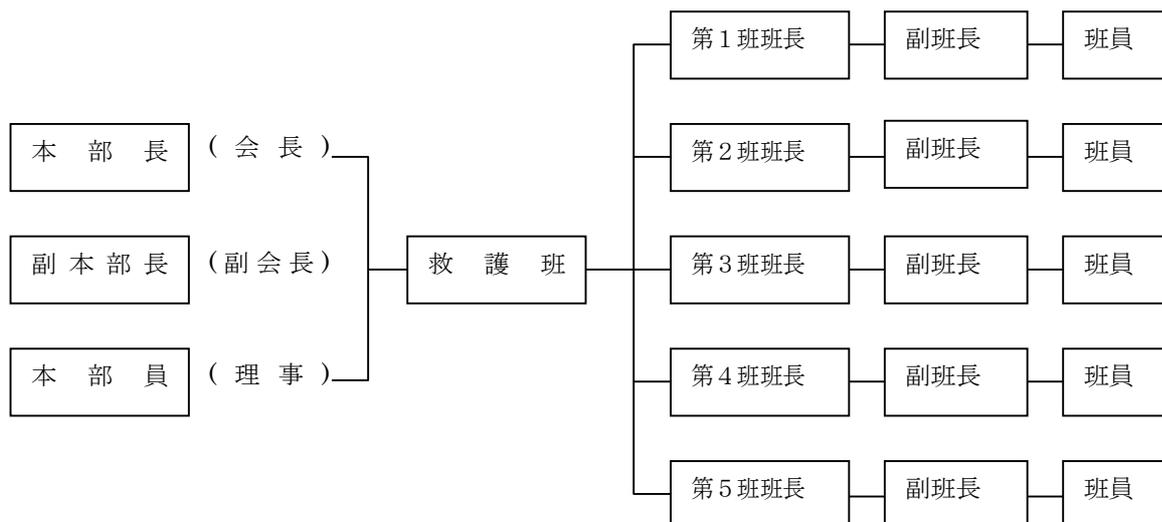
ウ 災害発生地域の班は要請を受けた場合、直ちに現場へ急行し、その状況を報告すると同時に救護にあたる。

エ 班長は現場責任者となり、その指揮を行う。

オ 大きな災害があるときは、各班より1人ずつ連絡者（事務員、その他）を本部に差し出し、指令を受ける。

カ 本部を名賀医師会とするが、状況により移動して臨時本部を設置することもある。

キ 医療救護班の医療活動への連絡調整において、名張市の責任者は福祉子ども部長、名賀医師会の責任者は救急担当理事とする。



### 3 救護所の設置

- (1) 救護所の設置場所は、市指定避難所及び災害現場などを候補地とする。
- (2) 必要に応じ、名賀医師会救護班に協力を依頼し、救護班の出動及び救護所の設置を行う。

### 4 医療、救護活動

#### (1) 実施責任機関

ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市が実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、市長に委任することができる。

イ 県は、市から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

#### (2) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

##### ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

##### イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

#### (3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

##### ア 医療救護班の派遣による実施

(ア) 設置時期 災害発生後数日間

(イ) 設置者 市等

(ウ) 設置場所

市があらかじめ選定した候補地（休日応急診療所等）の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

(エ) 役割

a 医療のトリアージ

b 応急措置

- c 周辺医療機関への搬送指示
  - d 遺体の一次収容
  - e 遺体の検視・検案に対する協力
- (オ) 救護所におけるトリアージ  
 救護所において行われるトリアージ（医療トリアージ）は、医師により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の4分類とする。
- イ 医療機関による実施
- (ア) 被災地の医療機関による実施  
 市は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。
- (イ) 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施  
 市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。  
 また、名張市立病院は、災害拠点病院としての活動を行う。
- ウ 患者搬送及び収容の実施  
 市は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない救急患者等を、地域内の災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。  
 また、地域内の災害拠点病院で対応できない患者は医療処置後、広域医療搬送を行う。
- エ 応援等  
 市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、三重県災害対策本部の地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所）に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。
- オ 病院、診療所等との連携体制  
 市災害対策本部（救護部）は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。
- (4) 医療状況等の把握  
 発災後はEMIS（広域災害・救急医療情報システム）を随時確認し、付近の医療施設の診療状況等を把握するなど傷病者へ適切に対処する。
- (5) 費用の支弁
- ア 医療救助の費用  
 医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- イ 助産救助の費用  
 助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。
- ウ 医師等に対する費用  
 医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は災害救助法施行令（昭和22年政令第25号）第5条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額とする。
- エ 費用の支弁区分
- (ア) 市の支弁  
 市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担するものとする。
- (イ) 県の支弁  
 災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。
- (ウ) 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又

は管理者が負担するものとする。

#### (6) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また、廃疾となったときは、基本法第 84 条第 2 項等又は災害救助法第 29 条の規定に基づき、上記「(5) 費用の支弁区分」に定めるところにより、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれによって受ける損害を補償するものとする。

### 5 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は市長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第 3 章第 18 節「緊急輸送活動」により応急的に措置するものとする。

また、市長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

### 6 医療施設の応急復旧

#### (1) 公共病院・診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

#### (2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

### 7 こころのケア

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2) 市は、高齢者、障害者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

### 8 収容施設

(1) 傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、最寄りの医療機関又は災害拠点病院へ収容する。

(2) 収容の場合はできる限り救急車を利用する。

### 9 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は県に対し、備蓄医薬品等の支給を求める。

### 10 その他の防災関係機関が実施する対策

#### (1) 医療、救護活動(医療機関、日本赤十字社三重県支部)

##### ア 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

(ア) 医療機関による方法

- a 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施することとする。
- b 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

(イ) 日本赤十字社三重県支部の救護活動

災害救助法に基づく救護業務(医療、助産及び死体の処理)は次のとおりとする。

a 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班8個班を編成し、救護活動を行う。

b 救護班活動

(a) 救護班編成及び派遣

医 師	1 人	※ただし、災害の規模や種類に応じて編成人数を増減し、又は専門分野の要員(医師、助産師、薬剤師等)を加えることもある。
看護師長	1 人	
看 護 師	2 人	
主 事	1 人	
運 転 手	1 人	
計	6 人	

(b) 救護所の開設

(ウ) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請する。

区 分	活 動 概 要
地域奉仕団	市町単位に組織され、避難誘導、義援金募集、炊き出し等に協力する。
青年奉仕団	18 歳以上の社会人、学生の青年層により組織され県支部の救護物資運送等に協力する。
無線奉仕団	県内の無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力する。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織している。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の介護等に協力する。
救 護 ボランティア	災害時に救護所設営・運営、救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時預かり、カウンセリング、情報収集・伝達、道路案内、通訳等の協力をする。

(2) 負傷者の搬送(医療機関)

前記「5 負傷者の搬送」に準ずる。

## 1 1 住民・地域が実施する対策

(1) 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

(2) 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ食事と水分、薬を適切に管理し、摂取する。

また、避難時には、お薬手帳を携帯する。

## 第13節 局地的災害応急対策（風水害等）

### 第1項 防災目標

○局地的な災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、被害を軽減し拡大を防止する。

### 第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部

### 第3項 対策

#### 1 局地的大雨対策

##### (1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

##### (2) 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人一人の安全確保行動が重要となるため、住民等へ周知するよう努める。

#### 2 竜巻等突風対策

##### (1) 住民への注意喚起

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するよう努める。

##### (2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

#### 3 雪害対策

##### (1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すよう努める。

#### 4 廃棄物処理対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の廃棄物が大量に出ることが予想されるため、廃棄物の発生状況を把握し、その処理について伊賀南部環境衛生組合に要請するものとする。また、市内業者の協力も得て、市内で処理が可能な量については処分する。ただし、市内での処理が困難な場合は、県へ応援要請をする。

#### 5 環境汚染対策

##### (1) ばい煙発生施設又は指定施設対策

ア 水害が発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。

イ 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康被害の防止と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 排水施設又は特定施設

- ア 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- イ 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康被害の防止、健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

## 6 避難対策

「第3章第8節 避難対策活動」による。

## 7 住民・地域等が実施する対策

### (1) 局地的大雨対策

#### ア 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

住民・地域等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁等が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

#### イ 局地的大雨の避難対策

住民・地域等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

#### ウ 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

### (2) 竜巻等突風対策

#### ア 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

住民・事業者等は、竜巻等、突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

#### イ 竜巻等突風からの避難・防護対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

##### (ア) 屋内での退避行動

- ・窓やドア、外壁から離れる。
- ・家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

##### (イ) 屋外での退避行動

- ・コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・駆け込める屋内がない場合は、頑丈な建造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ・車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

#### ウ 雪害対策

##### (ア) 局地的大雪に関する防災気象情報等の活用

住民・地域等は、気象台が発表する大雪注意報・警報や 12 時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着し、タイヤチェーンを携行・装着する。

##### (イ) 雪害からの防護対策

住民・地域等は、所有又は管理する住居や事業所等のカーポートなどが雪の重みで倒壊したり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により 2 人以上で作業を行うよう努める。

## 第14節 災害警備活動（共通）

### 第1項 防災目標

○災害時の様々な社会的混乱の中、警察や防災関係機関と連携して、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防等を行い、被災地における治安維持を行う。

### 第2項 実施責任

危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・行政・デジタル改革推進室

### 第3項 対 策

#### 1 災害警備等に関する情報の収集

収集する情報は、「行方不明者」「迷子」「救出・救護」等のほか、民心安定を著しく低下させる被災地の無人化した住宅街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所における性犯罪やトラブル、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、粗暴犯に加え、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪等とし、警察と連携して、市災害対策本部に報告するものとする。

#### 2 災害警備に関する広報

県及び警察と連携して、市民に対しての広報を行う。

#### 3 広報の方法

市が行う広報は、市の広報車、ケーブルテレビ、「a d s . F M」、緊急メール、防災ラジオ、チラシ等で行い、被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障害者等に配慮した伝達を行う。

#### 4 ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

#### 5 地域・市民が実施する対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

## 第15節 交通応急対策（共通）

### 第1項 防災目標

- 交通渋滞等により人命に係る応急対策活動が支障を来さないよう、陸上の交通を確保する。
- 発災後の緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急交通路を迅速に確保する。

### 第2項 実施責任

危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部

### 第3項 対 策

#### 1 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は市において行うものとする。ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の地方災害対策部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請するものとする。

#### 2 交通規制

##### (1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第76条の3第4項及び第6項の規定により、次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとり置を行うことができる。

基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

#### 3 災害輸送の方法

##### (1) 次の方法のうち、最も適切な方法により実施する。

- ア 貨物自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 作業員等による輸送

##### (2) 緊急輸送手段の確保

- ア 緊急車両の調達  
市が保有する車両等の一括管理により対応する。

##### (3) 輸送力の確保

- ア 市は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成するものとする。
- イ 営業車を所有する者に協力を求める。

##### (4) 災害時の車両燃料の確保

災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

## 4 緊急通行車両の確認

### (1) 事前届出制度

ア 災害発生時における緊急通行車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

イ 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

### (2) 緊急通行車両の確認

災害が発生した際、上記(1)で事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

### (3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

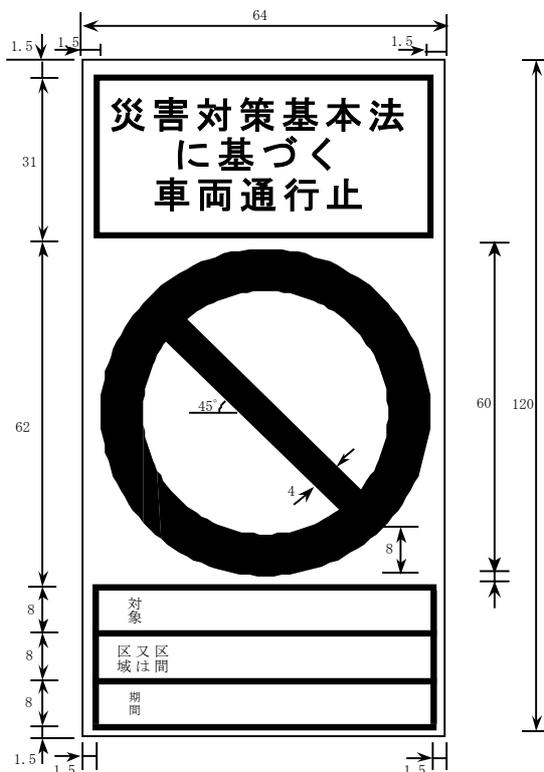
上記(2)の緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

### (4) 確認等機関

上記(2)(3)の緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、三重県防災対策部、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署及び災害時に設置される交通検問所において行う。

## 参考

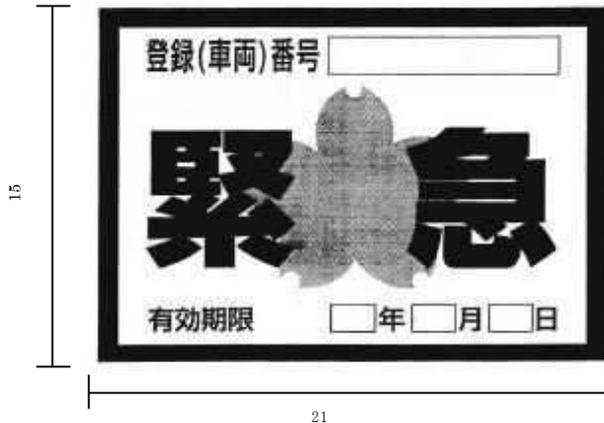
1. 災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



### 備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

2. 災害対策基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 鉄道輸送の確保

鉄道等の利用については、必要の都度、近畿日本鉄道株式会社等に連絡の上措置する。

6 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

(1) 災害時、陸上交通が途絶した場合の被災住民の人命救助と生活必需物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、グラウンド等をヘリコプター緊急離着陸場（以下「緊急離着陸場」という。）に選定し、市は次の作業を行うものとする。なお、県において選定した本市関係分の緊急離着陸場は、次表のとおりである。

指定番号	所在地	場所名 ( )内は離発着場区分)	緯度・経度	管理者 電話番号	面積	備考
208-01	名張市 薦生 1595	薦原小学校グラウンド	N 34° 39' 08 E136° 05' 17 UTM9971-3503	0595 63-2800	70m× 50m	フェンス
208-02	〃 桔梗が丘7番町1街区 1926-1	桔梗が丘中学校グラウンド	N 34° 38' 46 E136° 07' 33 UTM0318-3437	〃 65-1726	150m×130m	
208-03	〃 桜ヶ丘 3088-1	平尾山カルチャーパーク	N 34° 37' 16 E136° 06' 02 UTM0090-3160	〃 63-7271	110m× 70m	高圧柱
208-04	〃 夏見 2812	名張市民野球場	N 34° 37' 30 E136° 06' 36 UTM0177-3202	〃 63-7100	100m×100m	
208-05	〃 赤目町檀 116	錦生赤目小学校グラウンド	N 34° 35' 54 E136° 04' 38 UTM9879-2905	〃 63-1803	90m× 70m	照明灯
208-06	〃 安部田 2270	錦生運動場	N 34° 35' 54 E136° 03' 42 UTM9735-2901	〃 63-7100	80m× 40m	フェンス
208-07	〃 つつじが丘北 3番町 5	つつじが丘小学校グラウンド	N 34° 36' 27 E136° 07' 50 UTM0368-3011	〃 68-3485	130m× 80m	照明灯
208-08	〃 百合が丘東 6番町 1	名張青峰高等学校グラウンド	N 34° 36' 36 E136° 06' 18 UTM0131-3035	〃 64-1500	200m×100m	照明灯

208-09	〃 夏見 2812	名張中央公園駐車場 (専)	N 34° 37' 30 E136° 06' 42 UTM0190-3202	〃 63-7100	150m× 80m	※
208-10	〃 百合が丘東 9 番町 1	百合が丘小学校グラウンド	N 34° 36' 18 E136° 06' 24 UTM0147-2979	〃 64-6211	130m× 70m	ネット
208-11	〃 蔵持町原出 338	蔵持小学校グラウンド	N 34° 38' 07 E136° 06' 26 UTM0148-3317	〃 63-0068	80m× 60m	
208-12	〃 夏見 351	箕曲小学校グラウンド	N 34° 36' 46 E136° 05' 49 UTM0058-3065	〃 63-1802	70m× 50m	
208-13	〃 滝之原 1050	滝之原運動場	N 34° 37' 49 E136° 09' 20 UTM0592-3256	〃 63-7100	60m× 60m	照明灯 フェンス
208-14	〃 新田 117-2	美旗小学校グラウンド	N 34° 39' 54 E136° 08' 16 UTM0425-3648	〃 65-3009	100m× 70m	照明灯 フェンス
208-15	〃 下比奈知 1423	比奈知小学校グラウンド	N 34° 37' 19 E136° 07' 50 UTM0365-3170	〃 68-1104	120m× 50m	照明灯 フェンス
208-16	〃 すずらん台東 3 番町 219	すずらん台小学校グラウンド	N 34° 38' 01 E136° 09' 39 UTM0640-3302	〃 68-0555	120m×100m	フェンス
208-17	〃 長瀬 2951	長瀬公園	N 34° 36' 04 E136° 10' 05 UTM0710-2943	〃 63-7648	60m× 50m	照明灯
208-18	〃 梅が丘北 1 番町 340	梅が丘小学校グラウンド	N 34° 38' 17 E136° 05' 25 UTM9993-3344	〃 63-2160	170m×100m	
208-19	〃 百合が丘西 1 番町 178	名張市立病院駐車場 (病)	N 34° 36' 32 E136° 05' 48 UTM0055-3023	〃 61-1100	55m× 30m	
208-20	〃 蔵持町里 2835-5	名張市中央浄化センター	N 34° 38' 07 E136° 06' 08 UTM0102-3315	〃 61-2009	23m× 20m	
208-21	〃 美旗中村 2380	北中学校グラウンド	N 34° 39' 05 E136° 07' 10 UTM0259-3498	〃 65-1244	120m× 85m	ネット
208-22	〃 箕曲中村 219	赤目中学校グラウンド	N 34° 36' 33 E136° 04' 53 UTM9915-3023	〃 63-0707	130m× 75m	ネット
208-23	〃 桔梗が丘 1-5-13	桔梗 1 体育館グラウンド	N 34° 38' 50 E136° 07' 07 UTM0251-3449		100m× 70m	ネット
208-24	〃 つつじが丘南 1-241	南中学校グラウンド	N 34° 36' 25 E136° 08' 18 UTM0437-3004	〃 68-0022	115m× 100m	ネット
208-26	〃 春日丘 7-1	近畿大学工業高等専門学校 グラウンド	N 34° 36' 49 E136° 07' 21 UTM0291-3076	〃 41-0111	80m× 50m	照明灯 ネット 人口芝

208-27	〃 百合が丘西 5-15	セコム(株)HDセンター名張	N 34° 36' 24 E136° 05' 28 UTM0004-2996	〃 63-4455	20m× 15m	建物
208-28	〃 新田 1630	みはたメイハンランド	N 34° 40' 09 E136° 08' 06 UTM0399-3695	〃 63-7100	70m× 55m	
208-29	〃 桔梗が丘西 4-2	桔梗が丘第2グラウンド	N 34° 38' 55 E136° 06' 46 UTM0004-2996	〃 63-7873	100m×110m	
208-30	〃 梅が丘南 5-15	名張中学校第2グラウンド	N 34° 37' 55 E136° 04' 58 UTM9927-3278	〃 63-7873	140m× 90m	

※離発着場区分・・・**専**: 専用拠点 **病**: 病院離着陸場

※名張中央公園駐車場を使用する際は、乗馬クラブ（63-6091）へ連絡すること。

- (2) 緊急離着陸場には、航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒を焚いて着陸前に風向きを示しておく。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルの**Ⓜ**印表示を行い、上空よりの降下場所選定に備えておく。
- (4) 夜間は着陸場（県において指定するものに限る。）にカンテラ等により着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。

## 7 防災ヘリコプターの応援要請

- (1) 市は、災害が発生し、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合に、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター運航管理要綱及び三重県防災ヘリコプター緊急運航要領の定めるところにより、県に対して原則として概ね次の場合に行う。

ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

- (2) 要請の方法

緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに文書で要請する。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 離着場所の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要事項

- (3) 緊急時応援要請連絡先

連絡先	NTT回線 (緊急専用回線)	防災行政無線
三重県防災対策部災害対策総務課	059-235-2555	8-145-※※-11
防災航空班	F059-235-2557	F8-145

## 8 県への応援要請

### (1) 空中輸送

航空機、ヘリコプターによる輸送を必要とする場合、緊急離着陸場を指定して、県へ報告する。

## 9 輸送対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため段階的に対処しなければならない。

### (1) 輸送対象

#### ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

#### イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設（道路、緊急離着陸場等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

#### ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

### (2) 輸送車両等の確保

#### ア 輸送車両等の確保

- (ア) 応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 市有車両等
- (ウ) 営業者所有車両等
- (エ) その他自家用車等

イ 陸上輸送の確保のため、緊急輸送道路の指定を行う。

## 10 災害救助法による輸送の基準

### (1) 災害救助法による応急救助実施のための輸送及び移送は次によるものとする。

#### ア 被災者の避難のための移送

市長、警察官等の避難指示に基づく長距離避難のための移送

#### イ 医療及び助産のための移送

患者又は医療関係者の移送

#### ウ 被災者の救出のための移送

救出のための人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

#### エ 飲料水の供給のための移送

飲料水の輸送及び確保のための人員、機械器具、資材等の輸送

#### オ 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、救助に必要な医療器具、医薬品の輸送

#### カ 死体の捜索

死体の捜索のための人員、資材等の輸送  
キ 死体の処理（埋葬を除く。）

死体の処理のための人員、資材等、死体の移送

(2) 費用の基準

応急救助のため支出できる輸送費及び人夫費は、当該地域における通常の実費とする。

## 11 住民・地域が実施する対策

(1) 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

## 第16節 障害物除去活動（共通）

### 第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように障害物を除去する。
- 被災者が当面の日常生活を営むことができるように、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

### 第2項 実施責任

地域環境部・産業部・都市整備部

### 第3項 対 策

#### 1 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運び込まれた障害物の除去は市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。

#### 2 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道及び県道については三重県が、市道については市が、それぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会の協力を得て速やかに行う。

#### 3 河川等の障害物の除去

損壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である国土交通省、県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会の協力を得て速やかに行う。

#### 4 住宅関係障害物の除去

災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任を受けた場合は、市長がこれを行う。災害救助法が適用された場合の除去対象となるものは、次によるものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状況であること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に流れ込んだ障害物の除去に限るものであること。
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。

#### 5 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行うものとする。

- (1) 障害物の発生量を把握する。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるものなどを優先的に収集する。

(3) 障害物のできる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

## 6 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積又は保管するものとする。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

## 7 災害救助法が適用された場合

災害救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

### (1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの。
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したもの。
- ウ 原則として、当該災害により住家に直接被害を受けたもの。

### (2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にすることである。

### (3) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

### (4) 期間

災害発生の日から 10 日以内

## 第17節 流木の防止（風水害等）

### 第1項 防災目標

○洪水等により流出した木材による二次災害を防止する。

### 第2項 実施責任

産業部・都市整備部

### 第3項 対 策

#### 1 貯木場における措置

民間貯木場

警察は、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し木材の流失防止について必要な措置をとるよう指示する。

#### 2 流木に対する措置

- (1) 河川流域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者又は市又は関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。
- (2) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察及び市が上記（1）に準じた措置をとる。

#### 3 河川管理者との連絡体制

市は、国・県等の関係機関と流木等の状況及び処理について連絡・調整できる体制を整え、洪水等が発生した場合、綿密に連絡を取り合い、共に協力し、木材による二次災害を防止する。連絡方法は市防災行政無線又は電話とする。

#### 4 木材の所有者・占有者が実施する対策

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川等の管理者に速やかに連絡する。

河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

## 第18節 緊急輸送活動（共通）

### 第1項 防災目標

○災害応急対策活動に必要な救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の人員、物資等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

### 第2項 実施責任

危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部

### 第3項 対 策

#### 1 輸送の対象

##### （1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

##### （2）第2段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設(道路、緊急離着陸場等)の応急復旧等に要する人員及び物資

##### （3）第3段階

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

#### 2 輸送車両等の確保

災害輸送は、その応急対策を実施する機関がその地域内で処理できないときは、市災害対策本部にあっては三重県災害対策本部の地方災害対策本部に、地方災害対策本部は県災害対策本部に、車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定に基づく隣接府県等の応援を求めるものとする。

##### （1）車両等の確保は概ね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 自動車運送事業用車両等
- エ その他の自家用車両等

##### （2）市災害対策本部における輸送力の確保

###### ア 陸上輸送

###### （ア）市有車両による輸送

市災害対策本部各部署は、あらかじめそれぞれが保有する自動車等の数及び種類を掌握し、部

内での輸送計画を立てておくものとする。

(イ) 自動車運送事業用車両等による輸送

市災害対策本部は、車両が不足する場合は、県に自動車運送事業用車両の確保の要請をするものとする。

(ウ) 鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、県と協議、連絡して処理するものとする。

イ 空中輸送

陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

ウ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図るものとする。輸送のための労力の確保は、第3章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

エ 従事命令による輸送

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保するものとする。

(ア) 鉄道事業者及びその従事者

(イ) 自動車運送事業者及びその従事者

(3) 燃料の確保

市災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4) 道路情報の収集・伝達

市災害対策本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷くものとする。

(5) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。

(6) 応援の要請等

市長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

【緊急輸送道路一覧】

	路線名	区間
一般国道	165号(第1次)	名張市下小波田・滝之原～名張市安部田
	368号(第2次)	名張市西田原～名張市上長瀬
主要地方道	奈良名張線(第3次)	名張市平尾～名張市夏見
	名張曾爾線(第3次)	名張市夏見地内
市 道	平尾中央公園線(第2次)	名張市鴻之台地内
	青蓮寺名張線(第2次)	名張市百合が丘～名張市夏見
	池之谷中央線(第2次)	名張市百合が丘地内
	市道桔梗が丘中央線(第3次)	名張市桔梗が丘地内
	すずらん台中央線(第3次)	名張市すずらん台地内
	すずらん台4号線(第3次)	名張市すずらん台地内
	春日丘中央線(第3次)	名張市夏見～名張市つつじが丘
	国津箕曲線(第3次)	名張市中知山～名張市つつじが丘北
	つつじが丘北南線(第3次)	名張市つつじが丘北～名張市つつじが丘南
	鴻之巣中央公園線(第3次)	名張市夏見地内

### 3 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

#### (1) 範 囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理(埋葬を除く)
- キ 救済用物資の整理配分

#### (2) 費 用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

#### (3) 期 間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

[防災拠点の種類と道路区分]

拠点の種類	拠 点 名		緊急輸送道路 区 分			指定理由
		箇所数又は施設名	第 1 次	第 2 次	第 3 次	
地方公共団体	県本庁舎		○			○災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動の拠点となる庁舎
	県総合庁舎	10箇所	○			
	地方中心都市庁舎	9箇所	○			
	市町庁舎	20箇所		○		
	市町分庁舎	40箇所		○		○港湾の管理庁舎
	四日市港管理組合		○			
	警察庁舎	19箇所		○		
	消防本部庁舎	15箇所		○		
指定行政機関／ 指定地方行政 機関	国土交通省	三重河川国道事務所		○		○道路の管理庁舎
		北勢国道事務所		○		
		紀勢国道事務所		○		
		四日市港湾事務所		○		○港湾の管理庁舎
	海上保安庁	四日市海上保安部			○	○救助活動等関係機関の庁舎
		鳥羽海上保安部			○	
		鳥羽海上保安部浜島分所			○	
		尾鷲海上保安部			○	
指定公共機関	中日本高速道路	桑名保全・サービスセンター		○		○道路の管理庁舎
		津保全・サービスセンター		○		
自衛隊	陸上自衛隊	久居駐屯地	○			○救助活動等関係機関の庁舎
		明野駐屯地	○			
救援物資等の 備蓄拠点又は 集積拠点	指定特定重要港湾	四日市港	○			○救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾
	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾	9箇所		○		○救援物資の備蓄・集散上の拠点となる港湾
	広域防災拠点及びヘリコプター離着陸場	7箇所		○		○救援物資の備蓄・集散上の拠点となる施設
	鉄道駅(近鉄、J R 東海、J R 貨物)	27箇所			○	○特急停車駅及び貨物取り扱い駅
災害医療拠点	災害医療拠点病院	22箇所		○		○災害拠点病院及び紀南地域の主要病院
広域応援部隊の活動・物資搬送拠点	東海地震、南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点	129箇所			○	○広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

## 第19節 県防災ヘリコプター活用計画（共通）

### 第1項 防災目標

○防災ヘリコプターの有効活用を図る。

### 第2項 実施責任

危機管理室・消防本部

### 第3項 対 策

#### 1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活用等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

#### 2 防災ヘリコプターの応援要請

市長から知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「三重県防災ヘリコプター支援協定」（三重県地域防災計画添付資料参照）の定めるところによるが、その概要は次のとおり。

##### (1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、市長が要請するものとする。

ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

##### (2) 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)を知事に提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

オ 緊急離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他の必要事項

##### (3) 緊急時応援要請連絡先

連絡先	N T T回線 (緊急専用回線)	防災行政無線
三重県防災対策部	059-235-2555	8-145-※※-11
災害対策総務課 防災航空班	F059-235-2557	F8-145

### 3 防災ヘリコプターの受入体制等

防災ヘリコプター要請後の受入れ等については、次のとおりとする。

(1) 連絡調整

市災害対策本部とする。

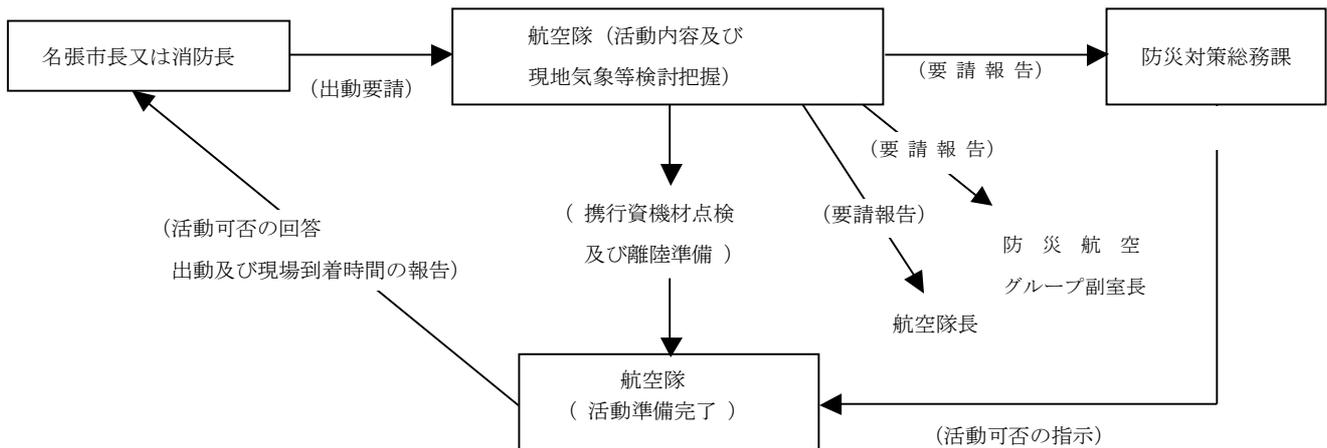
(2) 受入場所

災害の発生場所や孤立化など、状況により異なるため、その時点での判断とするが、基本としては県に届出している緊急離着陸場とする。

(3) 離着陸場

県に届け出ている緊急離着陸場を基本とするが、災害の発生場所や孤立化している状況により、臨時離着陸場を指定する。民有地の場合は、所有者の協力を得て指定する。

[防災航空隊緊急運航要請に伴う報告及び指令フロー]



(4) 場外離着陸場の設置基準

ア 設置手順

(ア) その土地の所有者又は管理者の承認を受ける (承諾書)

(イ) 航空隊に次の事項を連絡する。

a 所在地 (番地まで)

b 正確な位置 (地図 1/5 万)

c 離着陸地帯、周辺の見取り図 (広さ、障害物、付近の不時着適地等)

(ウ) 航空隊が当該離着陸場を調査し、管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

イ 安全対策等

(ア) 離着陸地帯は、堅固平坦地とすること。

(イ) 離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認出来る境界線を示す標識 (直径 10m の  $\textcircled{H}$  表示) を設けること。

(ウ) 離着陸地帯から 20~50m に風向指示 (吹き流し) を設置すること。

(エ) 離着陸地帯及び付近に人の出入りを禁止すること (安全員を配置すること。)

- (オ) 付近に道路があるときは、離着陸の際、一時通行止めの措置をとること。
- (カ) 離着陸地帯（離着陸方向）近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
- (キ) 砂塵等の飛散防止のために、事前に散水等の処置をとること。
- (ク) 飛散又は転倒するおそれのある障害物等は、事前に撤去又は移動しておくこと。
- (ケ) ヘリコプターの離着陸時の騒音、砂塵飛散等については、周辺住民に事前周知しておくこと。

## 第20節 危険物施設等応急対策（共通）

### 第1項 防災目標

- 危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等による災害の発生時における二次災害を防止し、市民に対する被害防止を図るための応急活動に関し、次のとおり定める。

### 第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部

### 第3項 対 策

#### 1 危険物製造所等

##### (1) 事故等発生時の緊急措置

###### ア 県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

###### イ 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。

###### ウ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

###### エ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

###### オ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

###### カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第3章 第3節 災害派遣・応援要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

###### キ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

###### ク 危険物製造所等の使用の一時停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

###### ケ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

コ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議の上危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

サ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

## 2 ガス施設等

### (1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

高压ガス施設等の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第 3 章 第 3 節 災害派遣・応援要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議の上、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を

確保する。

### 3 毒物・劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受けた場合、毒物劇物が飛散漏えい又は、地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるため、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

- (1) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊賀保健所、名張警察署又は名張消防署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- (2) 市は、県と密接な連絡をとり、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。
- (3) 施設の責任者及び市、名張警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。
  - ア 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定
  - イ 交通の遮断、避難、広報の実施
  - ウ 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

### 4 原子力発電所災害応急対策

- (1) 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

- (2) 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

- (3) 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

## 第21節 公共施設・ライフライン施設等応急対策（共通）

### 第1項 防災目標

- 災害発生後の二次災害を防止する。
- 被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。
- 大規模な災害により、道路、橋梁、河川等の公共土木施設、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が、被害を受けた場合には大きな社会混乱の要因となり、応急対策上の障害となる。また、市庁舎、公民館等多数の市民が利用する施設及び社会福祉施設等の公共施設が被害を受けた場合も混乱が生じ、施設入所者、利用者の生命、身体を、守るための応急対策が必要となる。このため、これらの公共施設、ライフライン施設等の関係機関は、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を整備するものとする。

### 第2項 実施責任

都市整備部・上下水道部・関係各部

### 第3項 対 策

#### 1 公共土木施設

##### (1) 道路、橋梁

ア 産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路（緊急輸送道路の確保に引き続き、市民の生活に欠くことのできない重要な生活道路）は、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、警察及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

##### (2) 河川

河川の堤防及び護岸については、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除できる管理者と連携を図り、事業を促進していく。

##### (3) 下水道施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行う。

#### 2 水道

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めるものとする。

(2) 水道施設の復旧作業は、浄水施設、送水管、医療施設等緊急を要する施設に供給する配水管及び重要な配水管などから優先的に実施するものとする。

(3) 水道施設の復旧については、必要に応じ、共同栓による仮設給水を開始する。

(4) 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

(5) これらの対策について、市の総力を上げて対応が困難なときは、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。

## 第22節 航空機事故、列車事故等、突発的災害に係る応急対策（共通）

### 第1項 防災目標

○航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により多数の死者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

### 第2項 実施責任

関係各部

### 第3項 対 策

#### 1 活動体制

市は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、市長が必要と認めた場合には災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、詳細については、地域防災計画第3章第1節によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、災害対策本部を設置した場合には、県（伊賀地域防災総合事務所）へ報告する。

#### 2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 住民に対する広報
- (3) 防災資機材の調達搬入
- (4) 消防救急活動及び救助活動
- (5) 医療・救護活動
- (6) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (7) 他市町に対する応援要請
- (8) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

#### 3 原因者が実施する対策

- (1) 発災事業所等の措置
  - ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
  - イ 流出源の閉止及び拡大防止措置
  - ウ 火気使用禁止措置
  - エ 事業所内での危険区域の設定
  - オ 住民に対する広報活動
  - カ 流出油の回収措置
  - キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
  - ク その他の災害の規模に応じた措置

## 第23節 農林施設等災害応急対策（共通）

### 第1項 防災目標

○風水害等及び地震による農業用施設、林道施設、農産物、畜産、林産物等に対する被害を軽減するとともに、その被害の拡大を防止する。

### 第2項 実施責任

産業部

### 第3項 対策

#### 1 農地・農業用施設応急対策

農地・農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

#### 2 林道施設

災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、必要な措置を講じるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

#### 3 農作物に対する応急措置

##### (1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、地方部（伊賀農林事務所）、市及び農業協同組合等が協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じて県農林水産部、三重県農業研究所等の指導及び援助を求めるものとする。

##### (2) 採種ほ産種子の確保と斡旋

県と連絡を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県を通じて東海農政局に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図る。

##### (3) 病害虫の防除

ア 被災地の植物防疫についての計画樹立及び実施は市長が行う。

イ 病害虫防除所等、市及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図る。

ウ 防除器具は、市において整備する。また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬卸商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

#### 4 畜産に対する応急措置

災害時における家畜伝染病の予防及びまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、本計画による。

##### (1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、県中央家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施するため、市はこれに協力する。なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

##### (2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により実施されるため、市はこれに協力する。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施するため、市はこれに協力する。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

家畜伝染病発生に伴う必要消毒薬品については、県が確保するが、一般疾病の発生予防に必要な消毒薬等については、市から県に要請し、県の協力を得て速やかに確保する。

(5) 飼料対策として災害地域内の被害状況及び家畜数に応じて県及び農協等畜産関係団体の協力を得て確保に努める。

## 5 林産物に対する応急措置

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については本計画による。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努める。

イ 災害林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

(2) 病虫害の防除

被災木は病虫害の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、市は県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

## 6 農協等との連絡体制

災害対策本部農林商工部は、被害の状況等について農業協同組合等と連携して把握に努めるとともに、応急措置についての状況や県の指示等については電話連絡又は会議の開催等の方法で連絡調整するものとする。

## 第24節 市民への広報活動（共通）

### 第1項 防災目標

○市民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、インターネットをはじめとするソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、広報車、ケーブルテレビ（テレビの文字多重放送を含む。）、「a d s . F M」、新聞等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

### 第2項 実施責任

危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・行政・デジタル改革推進室・市民部・福祉子ども部・消防本部

### 第3項 対 策

#### 1 情報提供体制の整備

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、市民や災害従事者に混乱が生じないようにする必要がある。そのためにも、市災害対策本部各部においては、知り得た情報は全て市災害対策本部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は市災害対策本部を通じて広報するものとする。

#### 2 広報の内容

災害情報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各時間経過に応じて、次の事項を中心に市民が必要とする情報を的確に把握し、民心の安全を図る広報活動を行うものとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報、地震に関する情報
- (3) 避難に関する情報
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 主要道路情報
- (6) 公共交通機関の状況
- (7) 電気・水道・ガス等公益事業施設状況
- (8) 医療救護所の開設状況
- (9) 医療機関の状況
- (10) 給食・給水実施状況
- (11) 衣料、生活必需品等供給状況
- (12) 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (16) 防疫・衛生に関する情報
- (17) 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- (18) ボランティア及び支援に関する情報
- (19) 住宅に関する情報

#### 3 広報手段

市民に対し、迅速・的確に情報を伝達するとともに、避難行動要支援者に配慮した伝達に努めるものとする。また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等への情報伝達を行うものとする。

#### (1) 放送の利用

株式会社アドバンスコープとの「災害時の緊急放送に関する協定」に基づき、「a d s . F M」やケーブルテレビの放送を活用する。基本法第 55 条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には県が締結する「災害時における放送要請に関する協定書」により、日本放送協会津放送局に対して放送の要請を行う。

防災対策又は災害応急対策の実施に必要な場合に、民放各社（中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社）に放送を依頼する場合は、「災害の放送に関する協定」により行う。

#### (2) 報道機関への情報の発表

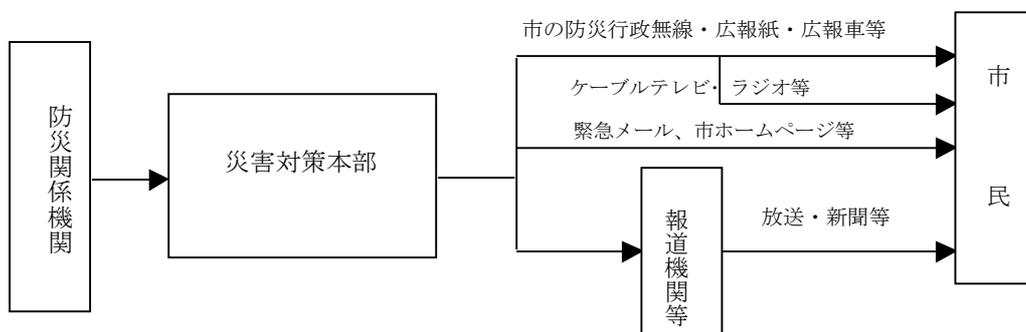
広範囲に、かつ、迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、市災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力するものとする。

#### (3) 広報紙やホームページ等により広報を行う。

#### (4) 緊急に伝達する場合、広報車、防災行政無線、「a d s . F M」、緊急メール、防災ラジオ、スマートフォンアプリ（ヤフー防災）、文字多重放送等による広報を行う。

#### (5) 災害ボランティア等によるミニコミ紙等を活用する。

### 4 広報伝達系統図



### 5 広聴活動

大規模な災害が発生した場合、情報の途絶から民心は極度に混乱し、社会不安をもたらす。また、長期化した場合の生活環境等の悪化からストレスに見舞われるため、被害者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、災害応急復旧活動に市民の要望等を反映していくものとする。

#### (1) 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合又は本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。なお、開設場所については、災害の規模及び程度により適切な方法で実施する。

#### (2) 相談窓口の推進体制

ア 相談窓口では、当該災害についての電話及び市民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

イ 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

#### (3) 広聴内容の処理

ア 相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係機関へ連絡する。

イ 必要に応じて、関係機関の協力を求める。

## 6 住民・地域が実施する対策

### (1) 被害情報等の提供

災害発生による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報するよう努める。

## 第25節 給水活動（共通）

### 第1項 防災目標

○災害時において飲料水及び生活水の確保は、被災者の生命維持や民心の安定を図る上で極めて重要なことである。地震などの災害により、水道施設の損壊又は水道水源の枯渇及び汚染等により断水となった場合には、飲料に適した水を迅速に確保し、供給するものとする。また、応急給水に当たっては、被害状況に応じ適切な方法で効率的に給水を実施するとともに、速やかに水道施設の復旧を図る。

### 第2項 実施責任

危機管理室・総務部・地域環境部・上下水道部

### 第3項 対策

#### 1 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、上下水道部の危機管理対策マニュアルに基づき応急給水活動を実施するものとする。また、市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により1人1日約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。この場合、市の総力をあげても困難なときは、日本水道協会中部地方支部と「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。

また、独立行政法人水資源機構から可搬式浄水装置（50m<sup>3</sup>/1日・約16,000人分）の手配を要請し、給水支援を受ける。

#### 2 給水対象者

災害のため飲料に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者

#### 3 給水量

給水量は、1人1日当たり、概ね3リットルとする。なお、応急給水の目標水準は、次のとおりとする。

地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生から3日	3	おおむね 1～2km 程度	配水池、タンク車
4日～10日	20	おおむね 500m～1km 程度	拠点給水箇所 幹線付近からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 250～500m 程度	配水支管からの仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約200～250)	おおむね 100m 程度	仮設配水管からの各戸給水 共用栓

#### 4 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活水の確保

市は、災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して、安全を確認の上供給するものとする。

(2) 応援の要請

災害の規模等により生活用水の調達、市内の調達だけで間に合わない場合は三重県、隣接府県、市町又は自衛隊に応援を要請するものとする。

(3) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき給水車、散水車、給水タンク車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

## 5 給水の方法

飲料水は、概ね次の方法によって供給するものとする。

- (1) 給水方法は指定された給水拠点にて行うこととし、供給する飲料水は原則として水道水とする。
- (2) 飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施し、安全を確認した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。
- (3) 被災地の浄水場が損壊した場合は、最寄りの浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。

[応急給水車両等]

給水タンク車	2,000 リットル	1 台	計 2,000 リットル
	4,000 リットル	1 台	計 4,000 リットル
給水タンク	2,000 リットル積載	1 基	計 2,000 リットル
	1,000 リットル積載	2 基	計 2,000 リットル
	500 リットル積載	5 基	計 2,500 リットル
給水ポリ袋	10 リットル	8,000 枚	計 80,000 リットル
	6 リットル	240 枚	計 1,440 リットル
	5 リットル	300 枚	計 1,500 リットル
総 合 計			45,440 リットル

## 6 応急復旧

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水池、配水管、給水装置の順に復旧を図るものとする。

## 7 応援要請

大規模な被災に対して、生活用水の調達や管路復旧などの応急対策は、単独では困難であり、被害の状況に応じて、国、県、上水道事業者、地元業者等の関係機関に応援要請を行う。

水道では、地震、渇水、事故等の水道災害時において広域的に応援活動を実施するために「三重県水道災害広域応援協定」を締結しており、上水道の応援要請等については、この協定に基づくものとし、伊賀ブロックの代表市である伊賀市及び三重県水道災害対策本部（事務局：三重県環境生活部大気・水環境課生活排水・水道班）と連携する。

## 8 資機材等の調達

水道施設及び導、送、配水管の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には、速やかに製造業

者及び代理店等に支援又は手配の要請を行う。

## 9 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。また、市災害対策本部、取水施設、浄水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

## 10 避難所等における必要物資品目・量の把握

市は物資拠点・避難所、各地区の給水状況について情報収集を行い、調達が必要となる場合には、的確に情報を把握するよう努める。

### 11 広報体制

- (1) 被災後の広報については、住民に対して、断水の状況、給水場所、応急給水方法、応急給水時間、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報車、市防災行政無線を活用して広報することにより、住民の不安解消に努めるものとする。
- (2) 地域ごとの通水予定等の広報を行う。

### 12 個人備蓄の推進

- (1) 飲料水、生活水の確保  
災害直後に最低必要となる飲料水をはじめとする生活水については、1人1日3リットル、3日（できれば1週間）分以上を各個人で準備しておくよう、市民に周知徹底する。
- (2) 応急給水活動  
給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。  
また、災害発生後3日（ローリングストック法等により、できれば1週間）分以上は自らの備蓄でまかなえるよう、各家庭での飲料水等の確保に努め、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

### 13 災害救助法が適用された場合

- (1) 対象者  
災害のため現に飲料水を得ることができない者  
(注)この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。
- (2) 供給期間  
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 費用  
飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

## 第26節 食料供給活動（共通）

### 第1項 防災目標

○大災害の発生に伴う家屋などの倒壊、焼失等は、市民の食料自炊手段を奪うのみならず、食料の供給、販売機能の麻痺を招き、民心に不安を増大させる。また、大規模地震発生時には自力では食料が確保できないり災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を受けることが想定される。そのため、り災者及び応急対策活動従事者に対する迅速な食料供給を行うため、食料供給体制及び食料の調達を迅速、的確に行うものとする。

### 第2項 実施責任

危機管理室・産業部・教育委員会

### 第3項 対策

#### 1 実施機関

災害時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

#### 2 供給対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が流出、全壊、半壊、床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者
- (3) 旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者
- (4) 給食を行う必要がある被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者

#### 3 応急食料の調達

##### (1) 食料の調達

ア 市長は、災害救助法が発動された状況において、り災により災害救助用米穀等の緊急な供給を必要とするものの、米穀の出荷又は販売事業の届出をした者から米穀を購入することができないとき、又は届出事業者だけでは必要量を確保することができないときは、直ちに災害救助用米穀等緊急引渡申請書を伊賀農林事務所長を経由して知事に提出し、災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請するものとする。災害救助法が適用された場合であって、交通・通信の途絶のため知事の指示が受けられない場合は直接国等へ災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。

イ 副食物及び燃料については、市内業者と緊密な連絡をとり、要求があれば直ちに供給できるようにする。

ウ 水産加工品、野菜等については、被災地に近い生産業者、加工業者及び青果市場、魚市場等と連絡を保ち、供給斡旋する。

エ 協定締結団体に対して調達要請を行う。（名張市が締結している災害協定は、資料編を参照）

オ 緊急物資集積所の開設準備を行う。

カ 主食の提供期間は、原則として電気・ガス・水道等のライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧する段階までを目途とする。

キ 必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部に直接、連絡要請する。

(2) 避難所等における食料の量の把握

物資拠点・避難所等の食料品の状況について情報収集を行い、調達が必要となる場合の品目・量を的確に把握するよう努める。

#### 4 食料の配分

災害救助法が発動され、災害用の食料の配分について、急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。なお、知事と市長、知事と東海農政局三重農政事務所長とは応急食料の引渡しについて円滑を期すため、応急食料の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

ア 調達した食料は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布する。

イ 食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。住宅の被害により、り災者が一時的に縁故地等へ避難する場合において、応急的に行う必要な食品給与は、3日分以内を現物により支給するものとし、最寄りの避難所での受取を原則とする。

ウ 食事に配慮が必要な人については、可能な限り配慮して提供する。

#### 【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・避難者発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
  - ・避難者発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
  - ・避難者発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
  - ・避難者発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）
- ※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

#### 5 個人備蓄の推進

災害発生直後に最低限度必要となる食料については、平時から各個人で準備しておくよう、市民に周知する。

#### 6 災害救助法が適用された場合

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受けて一時的に縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、り災者が一時的に縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(3) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表による。

## 第27節 生活必需品等供給活動（共通）

### 第1項 防災目標

〇り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与する。

### 第2項 実施責任

総務部・福祉子ども部・産業部

### 第3項 対 策

#### 1 実施体制

##### (1) 実施機関

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、この節の定めるところにより実施する。また、災害救助法が適用された場合は、各世帯に対する割当て及び支給は、知事の委任を受けて市長が行う。

##### (2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、又はき損し、かつ資力の有無に関わらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者

#### 2 生活必需品の確保

##### (1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

##### (2) 物資の調達、輸送

ア 市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 市は、地域内において、輸送が不能になったときは、県に協力を求めることができる。

ウ 協定締結団体に対して調達要請を行う。（名張市が締結している災害協定は、資料編を参照）

##### (3) 避難所等における必要物資品目・量の把握

物資拠点・避難所等の生活必需品の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握するよう努める。

#### 【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・避難者発生～24 時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
- ・避難者発生 24 時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、オムツ、ティシュペーパー、ウェットティシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート

等) など

### 3 救援物資の受入れ及び配分

救援物資等の配分に当たっては、各配分段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

### 4 支給方法

各世帯別の割当て及び支給は、福祉子ども部が行う。

### 5 物資の輸送

市有各車両を動員し、なお不足するときは民間から借り上げて、速やかに輸送する。

### 6 災害救助法が適用された場合

#### (1) 対象者

全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

#### (2) 給(貸)与品目

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

#### (3) 給(貸)与の方法

原則として、物資の確保及び輸送(市まで)は県において行うが、それ以後の措置は市において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、市長が生活必需品を購入し配分することができる。

#### (4) 給(貸)与の期間及び費用の限度

ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

イ 給(貸)与のため支出できる費用は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

### 7 住民・地域が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間又はそれ以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内の住民間で融通し合うよう努める。

## 第 28 節 防疫・保健衛生活動（共通）

### 第 1 項 防災目標

○災害時における感染症の流行等を未然に防止する。

### 第 2 項 実施責任

地域環境部・福祉子ども部

### 第 3 項 対 策

#### 1 市に対する指導及び指示等

市は、知事が感染症の予防上必要と認めて次の指示命令を発した場合、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに防疫活動を行わなければならない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という）。第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規程によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- (4) 法第31条の第2項の規定による水の使用制限等の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令(市長をして実施されるのが適当な場合に限る。)

#### 2 防疫活動

- (1) 実施責任者  
被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市長が行う。
- (2) 防疫班の編成  
市は、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。
- (3) 防疫実施要領  
市長が実施する消毒その他の措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年省令第99号）第14条から第16条までの規定及び「災害防疫の実施について」（昭和40年5月10日付衛発第362号公衆衛生局長通知）により実施する。
- (4) 検病調査及び健康診断
  - ア 検病調査班の編成  
検病調査班は、医師1人、保健師（又は看護師）1人及び助手1人で編成する。
  - イ 検病調査の実施  
検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、<sup>たん</sup>湛水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻回行う。
  - ウ 検病調査班の用務
    - (ア) 災害地区の感染症患者の発生状況を迅速かつ正確に把握
    - (イ) 未収容患者及び保菌者に対する救護とその適切な処理
    - (ウ) 全般的な戸口調査
    - (エ) (ウ)により疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索
  - エ 検病調査の結果、必要があるときは保健所により、法第17条の規定による健康診断を実施する。

### 3 防疫の種類

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行
- (2) そ族昆虫等の駆除
- (3) 臨時予防接種の施行

### 4 消毒の基準

清潔方法及び消毒方法を施行する場合において、その薬剤基準量は概ね次のとおりとする。  
(被災住宅一階床面積 100 m<sup>2</sup>当たり)

薬 剤 名	流失・全半壊・ 床上浸水家屋	床下浸水家屋	井戸冠水家屋
クレゾール石けん液	125ml (30 倍液 にして散布)		
オルソ乳剤 (パソール、 〇〇オルソ、〇〇ゾール 等)	125ml (30 倍液 にして散布)	125ml (100 倍 液にして散布)	
普通石灰 (消石灰)	3 k g	3 k g	
次亜塩素酸ソーダ液 (ミルトン、 ピュアックス等)			くみ取った水に 1~2 p p m 濃度 になるよう消毒 液を入れ、30 分 以上放置して使 用

○うじ、ハエ、蚊の駆除には、オルソ乳剤の 50 倍液 (ネメグールは 100 倍液) を散布する。

○屋内の壁面や家財道具には、逆性石けん (オスパン等) の 100 倍液を 50ml/m<sup>2</sup>程度散布する。

### 5 消毒活動

- (1) 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、ハエ等の駆除を行う。
  - ア 背負式自動型噴霧器及び手押噴霧器による消毒
- (2) 避難所の防疫指導
 

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、区・自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。
- (3) 臨時予防接種の実施
 

知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、県や名賀医師会の協力の下臨時予防接種を実施する。
- (4) 感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努める。

### 6 愛玩動物対策

市は、自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の管理場所及び救護所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう努める。また、「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、社団法人三重県獣医師会伊賀支部の協力を得て、迷子動物や放浪犬対策を実施する。

### 7 薬剤等の備蓄整備

- (1) 防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請するものとする。

(2) 市においても次のとおり常時備蓄するものとする。

#### 機器保有状況

普通車	1台
軽貨物	1台
軽トラック	1台
背負式自動型噴霧器	2台
手動噴射器	6台

#### 薬剤備蓄数量

エタノール	500cc 入	19本
パンゾール	500cc 入	12本
〃	8kg 入	2缶
ベンザルコニウム	500cc 入	111本
ネオミケゾール	500cc 入	188本
〃	18kg 入	1缶
クレゾール	500cc 入	33本
消石灰	10kg 入	2袋

## 8 保健活動

### (1) 保健指導

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。要配慮者への支援や被災者のこころの対策も含めた多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

### (2) 栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

また、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病人等）に対する栄養相談・指導、避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言、避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

## 9 住民・地域が実施する対策

### (1) 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けるよう心掛ける。

### (2) 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておく、「お薬手帳」を避難時に携行する。

### (3) ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、原則、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

市は、市の指定避難所にペットとともに同行避難をした者がいる場合は、その管理場所について避難所の屋外の一角を基本に検討することとする。

## 第29節 清掃活動（共通）

### 第1項 防災目標

○名張市災害廃棄物処理計画に基づき、被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）等を適切に処理し、環境衛生に万全を期す。

### 第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・産業部・上下水道部

### 第3項 対策

#### 1 生活ごみ等処理

##### （1）処理体制

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。

##### （2）処理の方法

災害時に大量に排出される各種のごみ等により、被災者の生活及び環境影響上に支障が生じることのないよう災害廃棄物を迅速に収集処理する。なお、施設的能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

##### （3）被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに、近隣市町及び県の対応を求めるものとする。

##### （4）応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少し、又は停止し、本市のみでごみ処理ができないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、近隣市町及び県の応援を求めるものとする。

#### 2 災害廃棄物処理

##### （1）処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、名張市災害廃棄物処理実行計画により、適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

##### （2）処理の方法

人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理を行う。

### 3 し尿処理

災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。なお、共同仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者に配慮する。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

#### (1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯蓄容量を越えることがないように配慮するものとする。(し尿の発生量は、一人1日当たり1.7リットルを目安とする。)また、人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。また、特に甚大な被害を受けた場合、市で処理できないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。

#### (2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

#### (3) 防災拠点でのし尿処理

名張中央公園は、避難所、避難地、ヘリポート、物資の集積等、防災拠点となる施設のため、多人数のし尿処理のため、マンホールトイレの設置を検討する。

### 4 死亡獣畜の処理

#### (1) 処理方法

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏が死亡したもの)の処理は、必要に応じ次のように行うものとする。

##### ア 埋却

埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。

##### イ 焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

### 5 住民・地域が実施する対策

#### (1) し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

#### (2) 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについて、市の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

## 第30節 遺体の捜索・処理・埋火葬（共通）

### 第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

### 第2項 実施責任

地域環境部・福祉子ども部・消防本部

### 第3項 対 策

#### 1 遺体の捜索

##### (1) 実施者及び方法

遺体の捜索は、市災害対策本部において、消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。

##### (2) 応援の要請等

市災害対策本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、近隣市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持ち物等
- (ウ) 応援を求める人数又は舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

#### 2 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、市災害対策本部は、速やかに所轄する警察署に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理するものとする。

##### (1) 実施者及び方法

遺体の処理は、市災害対策本部において医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借上げ（仮設）、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、市災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。

##### (2) 検視場所・遺体安置所の開設

名張警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、名張警察署と調整を図り、候補地を検討するよう努める。

##### (3) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

### 3 遺体の埋火葬

災害の際、死亡した者で市災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

#### (1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市災害対策本部において、直接埋火葬に付し、又は棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うものとする。なお、埋火葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察、医師会、歯科医師会に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬する。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

なお、埋火葬の実施が、市災害対策本部でできないときは、「1(2)応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

### 4 火葬処理の応援

大規模な災害により遺体の数が多いとき、又は市火葬施設が損壊し、市施設だけでは処理しきれないときは、近隣市町に火葬の協力を依頼するとともに県に対して必要な措置を要請する。

### 5 災害救助法が適用された場合

#### (1) 遺体の捜索

##### ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

##### イ 費用

遺体捜索のため支給できる費用は、舟艇、その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索日から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

##### ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

#### (2) 遺体の処理、収容

##### ア 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

##### イ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

検案は原則として医療救護班によって行う。

##### ウ 方法

遺体の処理は、救助の実施機関内において現物給付で行うこと。

##### エ 費用の限度

(ア) 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

(イ) 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域慣行料金の額以内とする。

(ウ) 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。)

(エ) 期 間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の埋火葬

ア 遺体埋火葬の対象

(ア) 災害の際、死亡した者の遺族が混乱していることが想定されるため、資金の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

(イ) 方法

上記(ア)に該当する場合、原則として、知事又は市長が遺族に代わり埋火葬を行う。

(ウ) 費 用

a 範 囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物を持って実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

(a) 棺 (付属品を含む。)

(b) 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。)

(c) 骨つぼ及び骨箱

b 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

c 期 間

災害発生の日から 10 日以内とする。

## 第31節 文教対策（幼保園を含む）（共通）

### 第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、被災後、これらの施設の教育機能を速やかに回復する。
- 市内文化財の被害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図る。

### 第2項 実施責任

福祉子ども部・教育委員会

### 第3項 対策

#### 1 実施機関

- (1) 市立小中学校、幼稚園等の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会等が計画し実施する。
- (2) 災害に対する市立小中学校、幼稚園等の措置については、教育委員会の計画に基づき学校長、園長等が具体的な応急対策を講じる。
- (3) 教材、学用品の確保については市長が実施する。

#### 2 応急計画の策定

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、市教育委員会及び学校管理者等は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、各学校等においては、平時より災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等にかかる体制を整備するものとする。

##### (2) 児童生徒等の安全確保

###### ア 在校(園)中の安全確保

児童生徒・園児の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次により臨時休校(園)の措置をとる。

- (ア) 災害が始業後に発生した場合は、早急に児童生徒等を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うものとする。

なお、状況に応じて保護者等に連絡し引き渡すものとし、幼稚園、保育所については必ず保護者に引き渡すものとする。ただし、保護者が不在の場合又は居住地域に危険のおそれがあるときは、学校等で保護する。

- (イ) 登校(園)前に休校(園)の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。

- (ウ) 校長等は、災害等で校舎等が危険であると判断する場合は、直ちに教育委員会に報告し、適切な臨時避難の措置を行い、教職員等が児童生徒等の誘導に当たる。

###### イ 登下校時の安全確保

- (ア) 登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集及びその伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定、及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について保護者との相談のうえ対応策を定めておくとともに、そのことをあらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(イ) 発災後、児童生徒等を安全に下校させるため、学校長等は、市及び児童生徒等が在住する各地域との情報共有を図り、児童生徒の在住地域の安全を確認した上で行うものとする。

(3) 夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、風水害等の発生を確認次第、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等の安否及び所在の確認に努め、市災害対策本部に対し安否情報を報告する。

(4) 施設の防備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補修改善に努める。

### 3 応急教育の実施

文教施設、設備等の被災又は児童生徒等のり災により通常の教育を行えない場合の応急教育は、本計画による。

(1) 教育施設の確保、教職員の確保(実施責任者)

市立学校、市立学校以外の市の教育機関 … 市教育委員会

私立学校 … 私立学校設置者

(2) 文教施設、設備等の応急対応

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡の上、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

ア 学校施設の危険度判定を行う。

イ 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、市民センター、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。

(3) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来すときは、県教育委員会、市教育委員会との連携の下に、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

(4) 激甚災害により、児童・生徒等が避難した場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、避難地への訪問等を実施して教育の確保に努める。

### 4 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住宅に被害を受け、学用品等を喪失し、又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

### 5 り災児童生徒等の保健管理

(1) り災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。

(2) 学校の設置者は応急処置器材を、各学校に整備し、養護教諭等が応急措置に当たる。

### 6 教育施設の応急対策

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告するものとする。教育委員会は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保

し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立する。

## (2) 施設の応急対策

ア 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行う。

イ 応急修理のできる場合は、速やかに修理の上使用する。なお、上記事項については、関係機関が協議して定めるものとし、その決定事項は、教職員、児童生徒及び市民に周知するものとする。

ウ 黒板、机、椅子その他施設で修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置する。

エ 状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡の上、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、市民センター、その他の施設を借り上げる。

## 7 給食の措置

学校給食は、次のような事情を十分留意して、可能な限り継続して実施する。

(1) 給食施設が被害を受け、自校炊飯が不可能な場合は、隣接校等の協力により実施する。

(2) 災害救助のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合は、給食と炊き出しとの調整に十分留意する。

(3) その他、給食の実施が外因的事情により不可能なときは中止する。

## 8 災害救助法が適用された場合

(1) 学用品の調達及び確保

ア 対象者

災害のために被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失し、又はき損し、かつ物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒

イ 学用品の給与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

教科書については、所要冊数を三重県教科書供給所を通じて取り寄せて給与する。学用品等は最低必要数を確保し、り災児童・生徒等に速やかに届ける。

(2) 給与の限度

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教 科 書 代	実 費	実 費	実 費
文 房 具・通 学 用 品	4,100円以内	4,400円以内	4,800円以内

(注1) 教科書代とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(注2) 上記の金額は、災害救助法による実費弁償の基準の改正に伴い改められる。

(3) 給与する期間

災害発生の日から、教科書にあつては1か月以内、学用品については15日以内とする。これは物資が最終的にり災学童の手に渡る期間をいう。

## 9 文化財の保護

(1) 被害報告

指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

また、国・県指定等文化財である場合は、教育委員会はその状況を速やかに県教育委員会へ報告するものとする。

(2) 応急対策

指定文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者又は管理団体は、市指定文化財にあっては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあっては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合には、この限りではない。

## 10 住民・地域が実施する対策

(1) 児童生徒の安全確保

地域住民や区・自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

(2) 文化財の保護

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

## 第32節 住宅応急対策（共通）

### 第1項 防災目標

- 災害により住居を失った被災者のための住宅相談窓口を設置し、自らの資力において住居を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設するなどして一時的な居住の安定を図る。
- 特に、大規模地震発生時には、多数の住宅が被害を受けるとともに、継続的に余震が発生することが想定されるため、これらの被災住宅による二次災害を防止する。

### 第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・都市整備部

### 第3項 対策

#### 1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、三重県建設業協会の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

#### 2 応急仮設住宅の建設

住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

また、災害のため、住家が滅失した者及びり災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を設置し、居住の安定を図るものとする。また、設置場所については、市において決定する。なお、市は、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとする。

#### 3 応急仮設住宅の入居対象者等

##### (1) 入居者

- ア 住家が全壊(焼)流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(注)ウに該当する者の例

- 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない寡婦及び母子・父子家庭
- 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

##### (2) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等に配慮した住宅の設置に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても、周知に十分配慮するものとする。

##### (3) 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成するものとする。市においては、災害発生の日から 7 日以内に建設場所及び入居該当者について県へ報告しなければならない。

(4) 費用の限度

「災害救助法による援助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとする。

(5) 供与期間

建築工事が完了した日から 2 年 3 か月以内とする。

#### 4 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 費用の限度

「災害救助法による援助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとする。

(3) 期間

災害発生の日から 1 か月以内とする。

#### 5 市営住宅等の活用

応急仮設住宅については、建設を原則としているが、市営住宅に入居を希望している被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り活用を図る。

また、応急仮設住宅のみでは住居確保の需要に迅速に対応できないような大規模災害発生時には、応急仮設住宅よりも居住性が高く、かつ、迅速に入居でき、コストが低く抑えられることから、民間賃貸住宅の借上げも検討する。

#### 6 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

#### 7 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

#### 8 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設は、三重県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、三重県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(1) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

ア 設置場所

市において決定する。

イ 費用の基準

1 戸当り 29.7 平方メートル (9 坪) を基準とし、571 万 4 千円以内とする。

ウ 実施

市において直接又は建築業者に請け負わせて行うものとするが、市又は業者に手持資材がない場合、又は困難な場合は県から必要資材の斡旋を受けて行うものとする。

#### エ 建築期間

災害発生の日から 20 日以内に着工することとし、できる限り速やかに完成し、供与は 2 年 3 か月以内とする。

#### オ 入居基準

(ア) 住家が全壊、全焼、流失した世帯であること。

(イ) 居住する仮住家がない世帯であること。

(ウ) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(エ) 市の全壊、全焼、流失戸数の 3 割以内であること。上記該当者が 3 割を超えた場合は、生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高いものから順次選ぶものとする。

### (2) 災害救助法による住宅の応急修理

#### ア 費用の基準

1 世帯当たり 595,000 円以内とする。

#### イ 実施

応急仮設住宅に準じる。

#### ウ 修理箇所

(ア) 応急修理は、居室、炊事場、便所等のような日常生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(イ) 個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理であって畳の入れ換え、基礎工事等は認められない。

#### エ 期間

災害発生の日から 1 か月以内とする。

#### オ 対象者

(ア) 住家が半壊、半焼し、そのままでは当面日常生活を営むことができない者

(イ) 自己の資金では応急修理を行うことができない者

(ウ) 半壊、半焼戸数の 3 割以内とする。ただし、必要があると認められる場合は災害救助法適用市町の半壊、半焼世帯数の合計数の 3 割の範囲内で、市町相互間において修理戸数の融通をすることができる。

(エ) 特別の事情があるときは、知事に要請し、厚生労働大臣の承認を受けた対象世帯数の限度を引き上げることができる。

## 9 住宅関連情報の収集

### (1) 住宅相談窓口等の設置

住宅相談窓口等を設置し、住まいに係る相談に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握し、必要な情報収集及び提供を行う。

### (2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

## 10 住民・地域が実施する対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

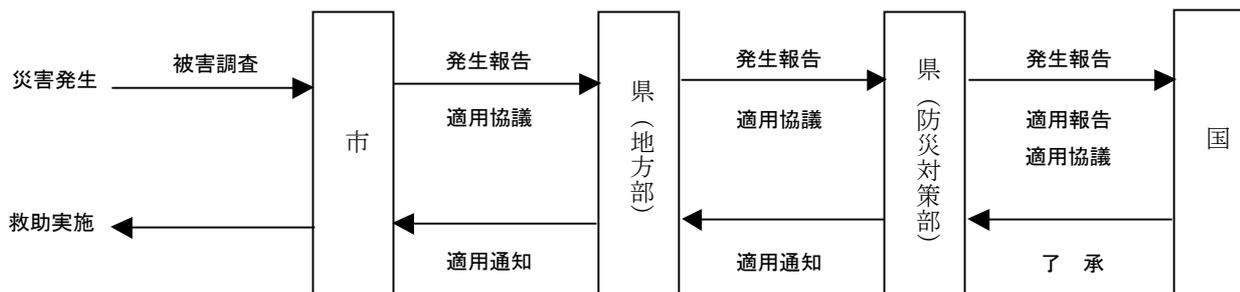
また、特に農業者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設等の見回りに行き、水路等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

### 第33節 災害救助法の適用（共通）

#### 第1項 防災目標

○大規模な災害においては、家屋の倒壊をはじめとして、火災、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大な人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認められたときは速やかに所定の手続きを行うものとする。

〔各部の情報伝達活動〕



#### 第2項 実施責任

福祉子ども部

#### 第3項 対策

##### 1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1)市内の住家が滅失（注1）した世帯の数	市 80世帯以上	第1条第1項第1号
(2)県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ 市 40世帯以上	第1条第1項第2号
(3)県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000世帯以上	第1条第1項第3号
(4)災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別な事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注2）	第1条第1項第3号
(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	（知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある）	第1条第1項第4号

（注1）住家の滅失等の認定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（注2）については、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

## 2 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて手続をする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必用な事項

## 3 救助の種類と実施権限の委任

- (1) 災害救助法による救助の種類
  - ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
  - イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
  - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - エ 医療及び助産
  - オ 災害にかかった者の救出
  - カ 災害にかかった住宅の応急修理
  - キ 生業に必要な資金の貸与
  - ク 学用品の給与
  - ケ 埋葬
  - コ 死体の捜索及び処理
  - サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 知事から委任を受けた市町長は、委任された救助の実施責任者となるものである。
- (3) (1) のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付けが実施されている。

## 4 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

## 災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表

令和元年度災害救助基準

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に渡る場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。			
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内			
		○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
	区 分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算

	全壊 全焼き 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
(単位：円)								

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所・・・国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額 以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7 日以内に分べんした者であっ て災害のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、死産及 び流産を含み現に助産を要す る状態にある者)	1 救護班等による場合は、使 用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行 料金の100分の80以内の 額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被 災 者 の 救 出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被 災 し た 住 宅 の 応 急 修 理	1 住宅が半壊(焼)し、自 らの資力により応急修理を することができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困難 である程度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半 壊又は半壊もしくは半焼 の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ず る程度の損傷により被害 を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学 用 品 の 給 与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊 (焼)又は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損等によ り使用することができず就 学上支障のある小学校児童、 中学生生徒、義務教育学校生 徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又は その承認を受けて使用してい る教材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内  小学校児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象 にして実際に埋葬を実施す る者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、か つ、四囲の事情によりすでに 死亡していると推定される 者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過 したものは一応死亡した 者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,500円以内  一時保存 ┌ 既存建物借上費 │ 通常の実費 │ 既存建物以外 │ 1体当り5,400円以内 └  検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
-------	------------------------------------	--	---------------	--

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の捜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 時間外勤務手当</li> <li>2 賃金職員等雇上費</li> <li>3 旅費</li> <li>4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）</li> <li>5 使用料及び賃借料</li> <li>6 通信運搬費</li> <li>7 委託費</li> </ol>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年法令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分については100分の6</p> <p>へ 3億万円を超え5億円以下の部分については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	---	--	---	---------------------------------

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第34節 災害義援金、義援物資の受入（共通）

### 第1項 防災目標

○災害の発生に伴い、市民、他都道府県市町村等から被災者宛てに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

### 第2項 実施責任

福祉子ども部

### 第3項 対 策

#### 1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、県、社会福祉法人三重県共同募金会、社団法人日本赤十字社三重県支部、社団法人三重県社会福祉協議会等で構成される三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うものとする。

#### 2 募 集

本市に大災害が発生した場合、社団法人日本赤十字社等に開設された義援金受入口座を市ホームページ等で広報し、義援金の募集を行うものとする。

義援品については、避難所等でのニーズを把握した上で、品目及び配送先を県に報告し、個人からの義援品は原則募集しないこととする。なお、避難所における義援品については時間とともにニーズが刻々と変化する点に留意する。

#### 3 保 管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、市災害対策本部において一括して取りまとめ、義援品等については、物資拠点にて保管するものとする。

#### 4 配分、輸送

- （1）義援金及び義援品の配分計画については、市災害対策本部で策定する。
- （2）義援金及び義援品は、速やかに被災者に支給するものとする。

#### 5 住民が実施する対策

##### （1）集積引継ぎ

ア 地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

イ 義援金及び義援品を各家庭から募集したときは、自主防災組織、区・自治会及び民生委員・児童委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。

ウ 職場募集又は生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

#### 6 その他防災関係機関が実施する対策（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

##### （1）実施機関

前記「1 実施機関」に準ずる。

(2) 募 集

前記「2 募集」に準ずる。

(3) 集積引継ぎ

前記「5 住民が実施する対策（1）集積引継ぎ」に準ずる。

(4) 保管

前記「3 保管」に準ずる。

(5) 費 用

義援金品等の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担するものとする。

## 第35節 県内市町等応援・受援体制の整備（共通）

### 第1項 防災目標

- 三重市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を行い、応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築して、積極的に被災地における活動を展開する。

### 第2項 実施責任

危機管理室・総務部

### 第3項 対策

#### 1 応援体制

- (1) 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理
  - ア 市は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。
  - イ 各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県災害対策本部に対し応援を行う旨の報告を行う。
- (2) 情報収集のための職員の派遣
  - ア 各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣するよう努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣するよう努める。
  - イ 連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握するよう努める。
- (3) 応援内容の検討
  - ア 応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）の確保に努める。
  - イ 応援が不可能な場合は、直ちに県災害対策本部又は被災市町へその旨を報告する。
- (4) 応援体制の構築
  - ア 市は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、気象状況、危険箇所、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。
  - イ 応援要員の健康管理に十分留意するとともに、応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。
  - ウ 応援活動の実施に当たっては、市町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

#### 2 受援体制

- (1) 各協定等に基づく応援要請
  - ア 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定のほか総務省被災市区町村応援職員確保システムによる応援要請等、基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。  
また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を

速やかに収集する。

(2) 連絡要員の受入

市災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

(3) 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

(4) 受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

## 第36節 避難時における避難行動要支援者対策（共通）

### 第1項 防災目標

- 地域住民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を活用するなどして、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 市は、避難行動要支援者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援に当たる。  
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病人、外国人等、防災施策において特に配慮が必要な者をいい、そのうち、自ら避難することが困難で、迅速・円滑な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者

### 第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・福祉子ども部

### 第3項 対策

#### 1 避難行動要支援者への支援

##### (1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある、特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と必要な支援対策を講ずる。

##### 【避難行動要支援者の要件】

避難行動要支援者は、以下の要件に該当する者で、自ら避難情報を入手し、避難することが困難で家族等の援護が望めない者とする。

- ①身体障害者手帳、肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、聴覚障害2級を所持する者
- ②精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ③療育手帳Aを所持する者
- ④介護保険要介護3から5までの認定を受けている者
- ⑤70歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- ⑥上記①～⑤に準ずる状態にある者

##### (2) 支援体制

危機管理室、福祉子ども部、地域環境部等関係部局が連携し、避難行動要支援者対策について、普及周知及び支援などを行う。

また、関係部局は、平常時の業務と関わりの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行う。

##### (3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施に当たっては、地域づくり組織、自主防災組織、消防団、民生委員、名張市社会福祉協議会、名張警察署等と情報を共有し、連携を図りながら進める。

##### (4) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

###### ア 避難行動要支援者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難

行動要支援者に関する情報を収集する。

また、名簿の作成に必要なと認めるときは、法の規定に基づき、知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

イ 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、対象者に関する次の情報を掲載する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・前各号に掲げるもののほか、その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(5) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

ア 平常時における名簿情報の提供

災害の発生に備え、名簿情報の提供を拒否する場合を除いて、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

イ 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者のほか災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や警察からの応援部隊等に提供する。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新

ア 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行う。

イ 市は、更新した名簿を、提供を行った避難支援等関係者に送付する。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理並びに平常時及び災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び名張市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行う。

(8) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難及び避難指示等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮する。

ア 避難行動要支援者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝達する。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障害者のニーズにあった情報を選んで提供する。

(9) 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、あらかじめ様々な機会を通じて啓発に努める。

(10) 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画

ア 全体計画

市は、平成25年8月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域における共助による避難支援、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ 個別計画

全体計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者個々の避難計画を作成するものとし、市はその支援を行う。

なお、個別計画の作成に当たっては、避難支援等関係者は個人情報の取扱いについて十分配慮するものとする。

## 2 福祉施設に入所（通所）する避難行動要支援者への支援

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進める。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努める。

### (1) 施設・設備の安全確保対策

- ア 施設の耐震化
- イ 安全確保に必要な消防設備の整備
- ウ 危険物の適正管理や家具等の転倒防止対策

### (2) 施設入所者等の避難対策

- ア 地域の災害特性の把握  
施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

### (3) 施設入所者等の避難計画の作成

- ア 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備する。
- イ 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成する。
- ウ 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施する。
- エ 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進める。

### (4) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図る。

### (5) 要配慮者の支援に係る関係機関の連携の構築

災害時における要配慮者の支援の充実に向けて、ボランティアセンター事業を実施する名張市社会福祉協議会等と情報共有や支援活動の連携を図る。

## 3 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

## 4 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

### (1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援にかかる関係機関、関係者等協力を求め、避難行動要支援者名簿を活用するなどして被災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

### (2) 避難行動要支援者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る避難行動要支援者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障害者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

## 5 避難所での生活が困難な避難行動要支援者対策

避難所運営マニュアルを活用し、避難行動要支援者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、市営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、避難行動要支援者の生活の場を確保する。

## 6 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サー

ビスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

## 7 外国人支援

外国人については、言語の違いから情報の伝達が円滑に出来ない場合も想定されることから、外国人雇用企業等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認及び国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。

### (1) 災害関連情報の広報

ア 災害に関する情報を提供する際は、平仮名などの分かりやすい日本語表現に努めるとともに、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供する。

イ 迅速かつ正確な情報提供できるよう名張市防災ほっとメールの多言語版の導入について、関係機関と連携し検討する。

### (2) 誘導標識や案内看板等の整備

避難誘導標識、避難所看板等の外国語の表示及び分かりやすい日本語表現に努める。

### (3) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努める。

### (4) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努める。

### (5) 宿泊施設事業者との連携

宿泊される外国人旅行者に対して、宿泊施設事業者による避難誘導等が円滑に実施できるよう啓発を行うとともに訓練の支援に努める。

## 8 住民・地域が実施する取組

### (1) 避難行動要支援者の安全確保

地域住民や自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、地域社会全体で対象者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画等を活用して避難行動を支援する。

また、市の「避難所運営基本マニュアル」に沿って、避難行動要支援者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

### (2) 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

市から高齢者等避難が発表された場合、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、保護責任者は避難行動要支援者の支援を行う。

また、避難行動要支援者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

## 第37節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（風水害）

### 第1項 防災目標

- 気象庁（津地方気象台）等と連携して速やかに情報を収集し、市民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 住民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

### 第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部

### 第3項 対策

#### 1 局地的大雨対策

積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。

また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続いたため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。

##### (1) 道路の適切な管理

アンダーパス等の浸水時における通行止や大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

##### (2) 排水ポンプによる排水

必要に応じ排水ポンプを作動させ、道路の冠水や家屋への浸水等による被害の軽減を図る。

##### (3) 情報収集・伝達

大雨が降ると見込まれる、又は大雨が降っている状況において、気象庁が提供する「降水短時間予報」（15時間先までの雨の予想）や「降水ナウキャスト」（1時間先までの雨の予想）、「記録的短時間大雨情報」等により、雨雲の状況等を随時確認する。

また、独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所からの室生、青蓮寺、比奈知の各ダムの放流について情報を収集し、庁内部局との情報共有を行うこととし、潜水橋の通行止の対応を講ずるとともに、タイムラインに沿い、適切に避難指示等が発令できるよう、河川水位等の情報把握に努める。

#### 2 雪害対策

大雪が発生すると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがあるため、雪害が見込まれる、又は発生した場合には、以下の対策を講じる。

##### (1) 防災関係機関及びライフライン事業者からの情報収集

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、迅速かつ的確に市内の情報を把握するため、他の防災関係機関等と雪害発生時の道路情報及びライフライン事業者から情報を入手し、適切な方法で住民へ周知するとともに、必要な防災対策を講じる。

##### (2) 庁内での情報共有

気象情報及び（１）で入手した情報について、各部署において、適時・適切な対応をするために、庁内において情報共有に努める。

### **3 市民や事業者等が実施する対策**

「第3章第13節 局地的災害応急対策（風水害等）」による。